

紀の川市次世代育成支援行動計画

(後期計画：平成 22 年度～26 年度)

平成 22 年 3 月

紀 の 川 市

は じ め に

わが国では、依然、少子高齢化や核家族化が進み、特に少子化の進行は、今後、社会保障制度をはじめ、社会経済の構造変化に深刻な影響を及ぼすことが懸念され、少子化対策は重要な課題となっています。



このような中、本市では、平成17年度において、「次世代育成支援対策推進法」に基づき「紀の川市次世代育成支援行動計画(前期計画)」を策定し、住民が子どもを生ま育てることに喜びや楽しさを感じ、安心して子育てができる環境づくりをめざして、施策・事業に取り組んで参りました。

しかし、子育てを取り巻く環境の変化とともに、子育てに対する不安や負担を感じる家庭が増加していることも事実であります。

このたび策定しました「紀の川市次世代育成支援行動計画(後期計画)」は、合併後の市民を対象にニーズ調査を行い、子育てにかかわる関係者からの意見も取り入れ、前期計画の基本理念「みんなが元気、みんなが笑顔、地域で支える子育て支援」を継承し、子どもを安心して生ま育てる環境を整え、子どもがすこやかに育つ環境づくりを目指した計画となっています。

本計画の目標年度である平成26年度には、行政のみならず、すべての市民の皆様のご協力を得て、地域全体で子育て家庭への支援を推進し、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つような環境が整っていることを強く願っております。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、「紀の川市次世代育成支援対策地域協議会」の委員には、熱心にご協議をいただき、市民の皆様からも貴重なご意見をいただきました。関係各位に心からお礼申し上げます。

連携

平成22年3月

紀の川市長 中村 慎司

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の対象	3
第5節 計画の策定体制	4
第2章 紀の川市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状	5
第1節 少子化の動向	5
第2節 家族の状況	11
第3節 就労状況	13
第4節 保育・教育関連の状況	15
第5節 母子保健の状況	16
第6節 各種手当・助成制度の状況	22
第7節 地域における子育て支援のための資源	23
第8節 アンケート調査結果からみた住民の子育て意識等	24
第9節 前期計画の数値目標の達成状況	34
第3章 計画の基本的な考え方	
第1節 基本理念	38
第2節 基本的な視点	39
第3節 基本目標	40
第4節 計画の体系	42
第4章 個別施策の展開	
第1節 親子の健やかな成長を支える保健・医療体制づくり	43
第2節 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境の整備	48
第3節 家庭における子育て支援の充実	51
第4節 子育て家庭にやさしい生活環境の整備	56
第5節 地域における子育て支援の充実	60
第6節 支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実	64
第7節 主要事業の目標事業量	67

第5章 計画の推進体制	69
第1節 計画の進捗状況の管理及び評価	69
第2節 関係機関の連携	69
第3節 地域の人材の確保と連携	69
第4節 社会経済情勢等に対応した計画の推進	69

附 資料

1. 紀の川市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	70
2. 紀の川市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿	71

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

わが国では、依然、少子化が急速に進んでいます。合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）をみると、平成18年は1.32、平成19年は1.34、平成20年は1.37と3年連続で上昇しましたが、人口を維持するために必要とされている2.08には遠く及ばない状況であり、少子化対策は重要課題となっています。

少子化の進行は、社会保障をはじめ、わが国の社会経済全体に構造的変化をもたらした深刻な影響を与える一方で、子どもが健やかに育つ環境を形成するうえで多くの課題をもたらします。

このような中、国は、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主に対して行動計画の策定を義務づけることにより、次世代育成支援の迅速かつ重点的な推進を図ってきました。しかしそれ以降も、少子化の進行に歯止めがかかっていないことから、国では平成19年に「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪とする『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略』をまとめ、市町村に対し、子育て支援の社会的基盤の充実を求めています。

本市でも、少子化や核家族化、都市化の進行により、地域社会の連帯や異世代交流の機会が失われ、子どもや子育て家庭を取り巻く状況は厳しくなっています。このような状況を背景に、本市では、平成18年3月に「みんなが元気、みんなが笑顔、地域で支える子育て支援」を基本理念とした「紀の川市次世代育成支援行動計画」（以下、「前期計画」という。）を策定し、住民が子どもを生み育てることに喜びや楽しさを感じ、安心して子育てができる環境づくりをめざして、施策・事業に取り組んできました。

この前期計画は平成22年3月末で終了となるため、国や社会の動向を踏まえるとともに、本市におけるこれまでの次世代育成支援に関する取り組みの進捗状況や課題を検討し、平成22年4月から始まる新たな「紀の川市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画です。

この計画は、福祉をはじめ保健、教育、労働、生活環境など市政の各分野にわたる総合的な計画として位置づけられ、本市のまちづくりの総合的指針である「第1次紀の川市長期総合計画」を上位計画として、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものです。

なお、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」については、次世代育成行動計画とその対象とする範囲が一部重複するとともに、子ども・若者育成支援に関する施策の方針等を一部内包していることから、「子ども・若者計画」として位置づけた計画とします。

次世代育成支援対策推進法

第一条／（目的）

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

第8条／（市町村行動計画）

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育て支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

子ども・若者育成支援推進法

第一条／（目的）

この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

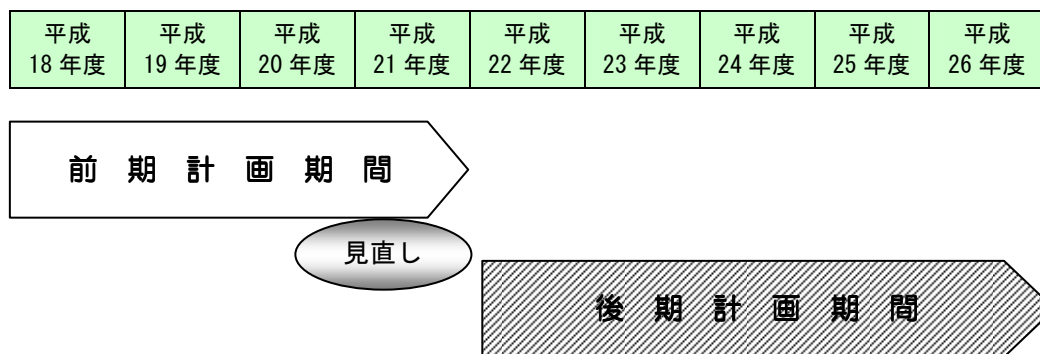
第9条／（子ども・若者計画の作成）

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。

第3節 計画の期間

この計画は、推進法で規定する10年間（本市の場合は9年間。前期：平成18年度から平成21年度、後期：平成22年度から26年度）の集中的な取り組み期間のうち、平成22年度から26年度までの後期5年間を計画期間とします。

また、計画期間中においても、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



第4節 計画の対象

この計画は、すべての子どもとその家庭及びそれを取り巻く地域、事業所、行政等すべての個人、団体が対象となります。

なお、この計画における「子ども」とは、概ね18歳未満とします。

第5節 計画の策定体制

1. アンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とするために、就学前児童・小学校児童の保護者を対象に「紀の川市子育てに関する調査」を実施しました。

○調査期間 平成 21 年 1 月 30 日～平成 21 年 2 月 20 日

○調査方法 郵送配布・郵送回収による郵送調査法

○回収率等

対象	配付数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	1,500件	766 件	51.1%
小学校児童保護者	1,500件	776 件	51.7%

2. 紀の川市次世代育成支援対策地域協議会による審議

計画内容の検討にあたっては、学識経験者、地域の子育て関係団体・機関等で組織している「紀の川市次世代育成支援対策地域協議会」において、計 7 回の審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

また、地域協議会に付議する事項及び地域協議会において付託された事項については、庁内各関係部署の代表者で協議検討を行いました。

3. パブリック・コメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

○実施期間 平成 22 年 2 月 12 日～平成 22 年 2 月 25 日

○意見提出 1 名

第2章 紀の川市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

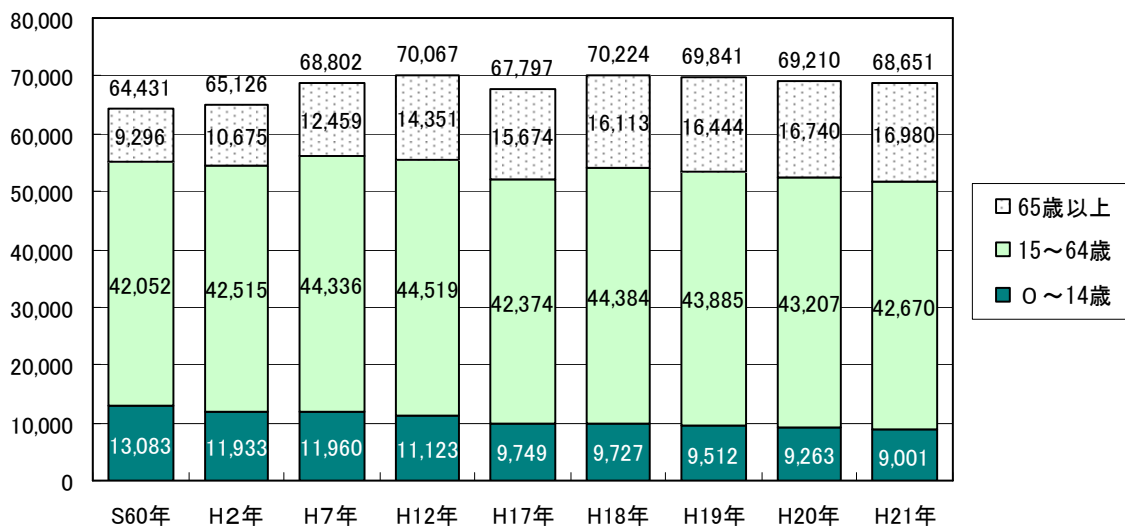
第1節 少子化の動向

1. 人口の推移

人口の推移をみると、平成12年までは増加傾向が続いていましたが、平成17年には3%ほど人口が減少し、平成18年には再び増加に転じました。平成19年以降は、微減傾向が続いています。

年齢3区分別にみると、0～14歳（年少人口）は、昭和60年以降一貫して減少傾向にあり、平成17年に1万人を割り込み、それ以降も減少傾向に歯止めがきかず、平成21年には9,001人と昭和60年の概ね2/3に減少しています。一方で、65歳以上（老年人口）は一貫して増加傾向が続いており、平成21年には16,980人と昭和60年の約1.8倍となっています。

【総人口の推移】



資料：平成17年までは国勢調査（各年10月1日現在）
平成18～21年は住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

2. 人口動態

平成17年度以降の人口動態をみると、死亡数が出生数を上回る自然減が続いており、年々減少数は増加傾向にあります。一方、転出数が転入数を上回る社会減も続いています。また、平成19年度に比べて平成20年度は減少数が少なくなっています。

純増減は平成19年度以降、600人を超える減少となっています。

【人口動態】

(単位：人)

年	自然動態			社会動態			純増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成17年度	464	668	-204	1,940	2,080	-140	-344
平成18年度	447	706	-259	1,799	1,957	-158	-417
平成19年度	458	742	-284	1,658	2,044	-386	-670
平成20年度	449	796	-347	1,662	1,926	-264	-611

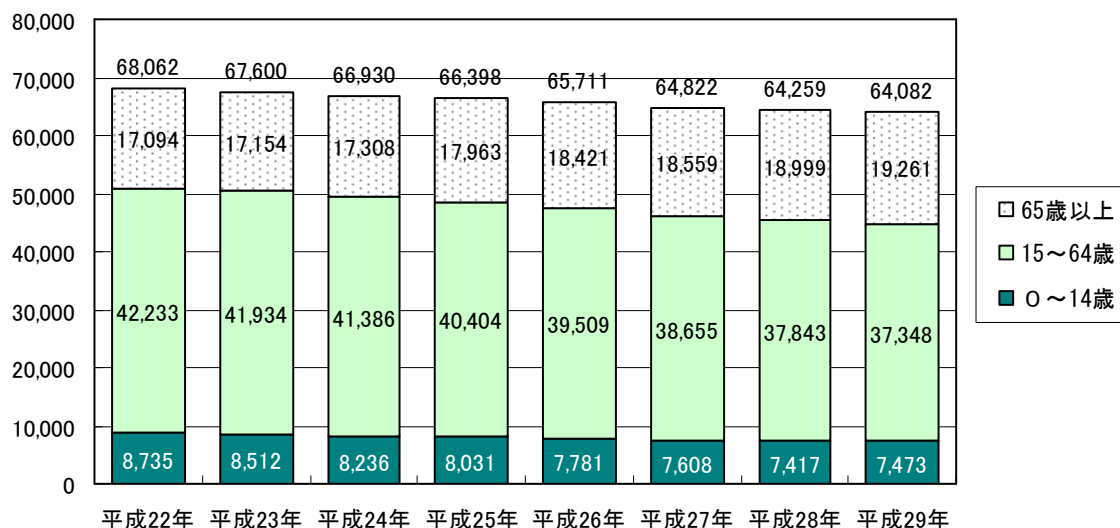
資料：住民基本台帳

3. 推計人口の推移

今後の人口の推移をみると、平成22年以降、人口は減少傾向が続く見込みとなっており、平成26年には65,711人、平成29年には64,082人となると推計されています。

年齢3区分別にみると、0～14歳（年少人口）は平成28年までは減少傾向が続きますが、平成29年には若干持ち直す見込みとなっています。一方、65歳以上（老年人口）は増加傾向が続く見込みであり、少子高齢化がさらに進行することが予測されます。

【将来の推計人口】



注記：住民基本台帳人口を基にセンサス変化率法により推計（各年3月31日現在）

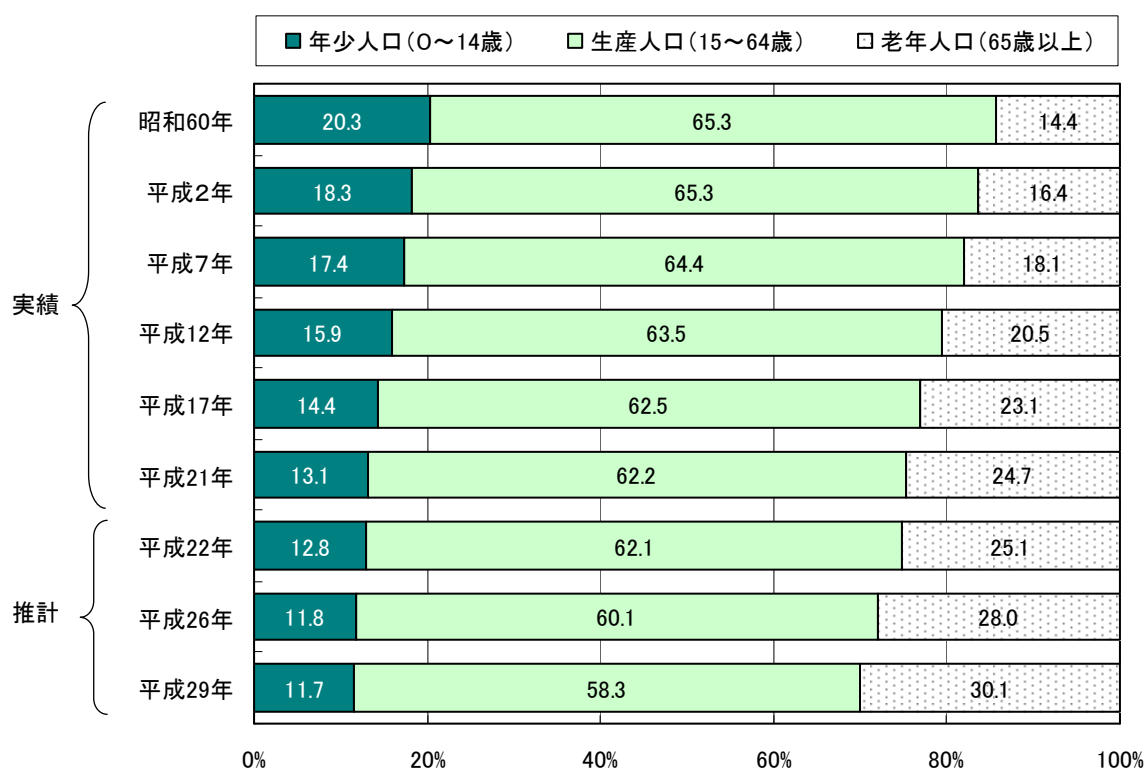
4. 年齢3区分別割合の推移

0～14歳（年少人口）比率は、昭和60年には20.3%でしたが、年々減少し、平成21年には13.1%となっています。一方、65歳以上（老年人口）比率は、昭和60年には14.4%であったのが、年々上昇し、平成21年には24.7%となっています。

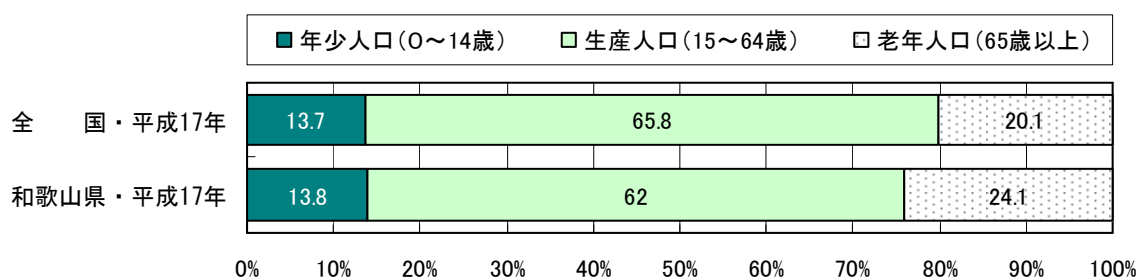
平成17年について、県や国と比べると、本市の年少人口比率は国平均や県平均より若干高い水準となっています。

将来の年齢3区分別割合については、現状のまま推移すると、平成29年には年少人口比率は11.7%まで落ち込み、逆に老年人口比率は30.1%に達すると見込まれます。

【年齢3区分別割合の推移】



<参考>

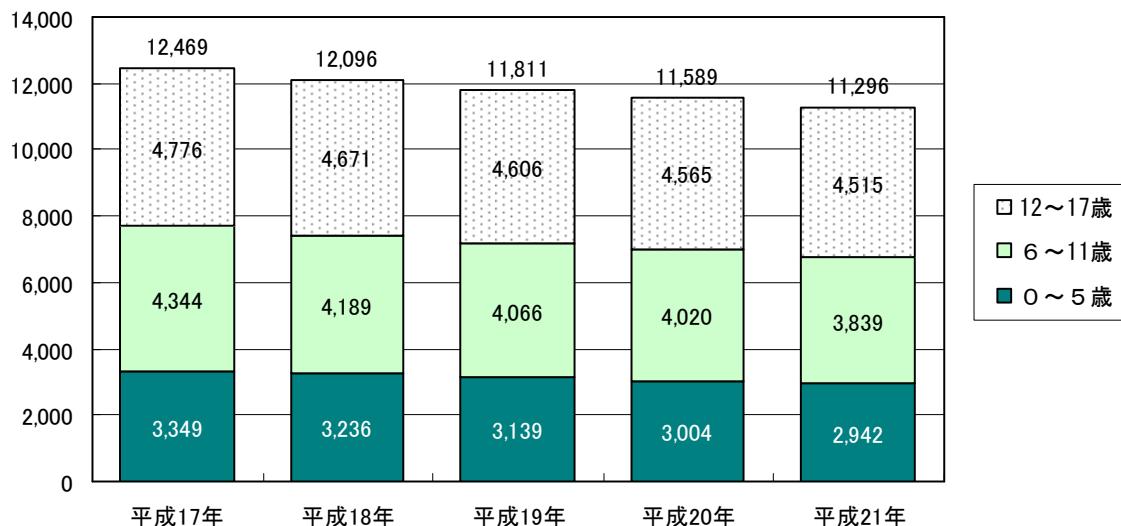


資料：平成17年までは国勢調査（各年10月1日現在）
 平成21年は住民基本台帳人口（各年3月31日現在）
 平成22年以降は推計人口

5. 児童人口

平成17年以降の児童人口の推移をみると、いずれの年齢区分も減少傾向にあり、平成21年には17歳以下の人口は11,296人となっています。

【児童人口の推移】

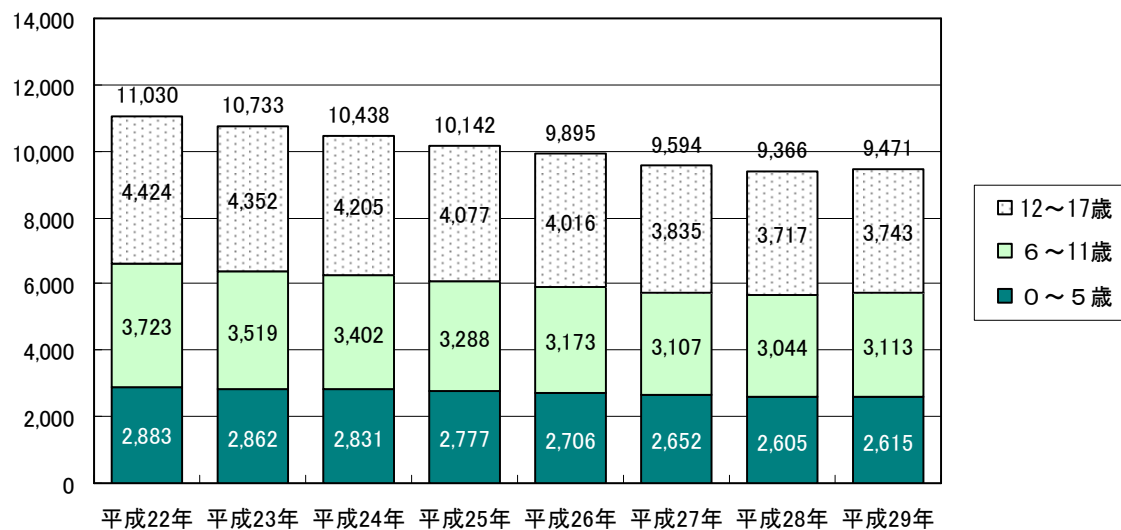


資料：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

6. 推計児童人口

児童人口の推計については、いずれの区分も平成28年までは減少傾向が続き、平成29年に増加に転じると見込まれます。

【将来の推計児童人口】

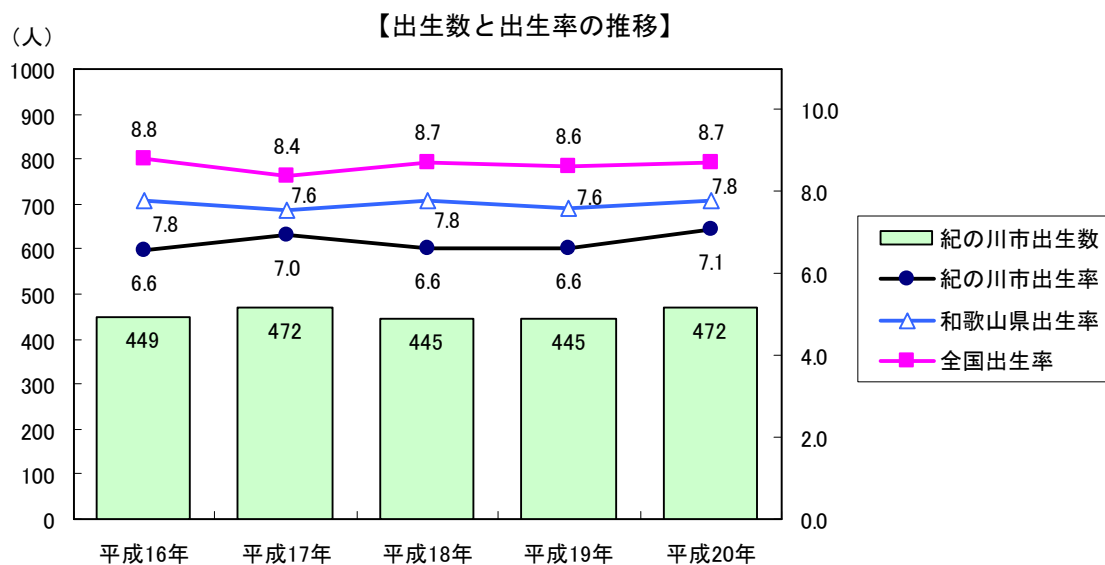


資料：センサス変化率法による推計人口（各年3月31日現在）

7. 出生の動向

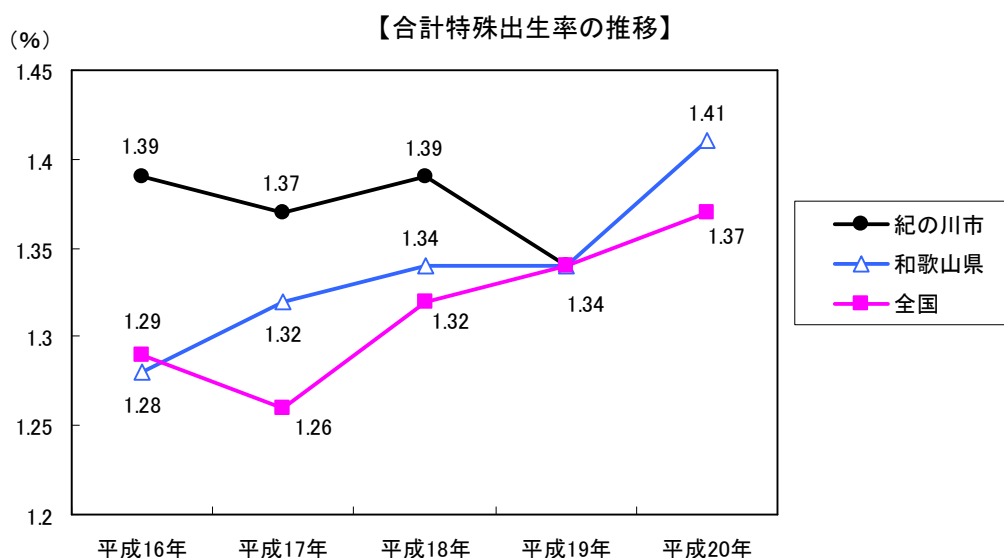
本市の出生数は、平成16年以降は445人～472人の間で増減を繰り返しています。出生率（人口千人に対する出生数）は、和歌山県平均や全国平均を下回っています。

また、本市の合計特殊出生率は、平成18年までは国や県の平均を上回っていましたが、平成19年には1.34と国や県の平均と同程度に低下しています。人口増減の分岐点である2.07を大きく下回っています。



資料：人口動態統計

注記：出生率は、人口千人に対する出生数



資料：和歌山県及び全国は、人口動態統計

紀の川市は、簡易合計特殊出生率を算出

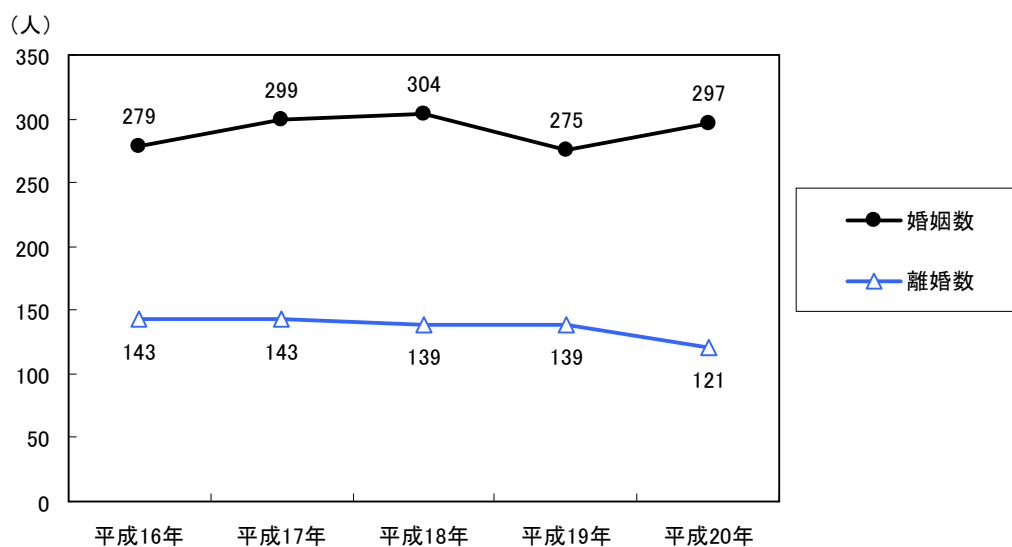
注記：合計特殊出生率とは、15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が一生の間に生む子どもの数に相当する
平成20年の紀の川市の値は不明

8. 婚姻・離婚の状況

結婚の動向をみると、平成20年の婚姻数は297件、離婚数は121件で、平成16年以降、婚姻数は増減を繰り返しており、離婚数は減少傾向にあります。

次に、紀の川市の年齢階級別未婚率をみると、平成17年は平成12年に比べて各年代・男女ともに上昇しています。平成17年では、25～29歳までは男女ともに半数以上、30～34歳でも男性の4割、女性の3割が未婚者となっています。しかしながら、全国及び和歌山県平均と比べると、30歳以上では男女ともに、本市の未婚率は低い状況となっています。

【婚姻数と離婚数の推移】



資料：人口動態統計

【年齢別未婚率】

年	区分	15～19歳		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
平成12年	全 国	92.9	87.9	92.9	87.9	69.3	54.0	42.9	26.6	25.7	13.8
	和歌山県	99.5	99.0	89.8	84.9	63.4	50.2	36.8	23.3	20.6	11.9
	紀の川市	99.6	99.2	92.0	88.4	64.5	52.5	33.7	20.1	16.4	8.0
平成17年	全 国	99.6	99.1	93.4	88.7	71.4	59.0	47.1	32.0	30.0	18.4
	和歌山県	99.7	99.2	91.3	86.5	66.0	55.4	41.5	28.6	26.9	16.9
	紀の川市	99.9	99.2	94.0	89.9	68.6	59.4	40.9	27.0	22.5	14.1

資料：国勢調査

第2節. 家族の状況

1. 世帯の動向

本市の世帯数は、平成7年には20,000世帯を超え、その後も増加傾向が続いています。一方、1世帯あたりの人員は年々減少傾向にあり、平成2年の3.59人から平成17年には2.99人と0.6人減少し、家族の少人数化が進んでいますが、全国や和歌山県平均と比べると、1世帯あたりの人員は多くなっています。

世帯構成の動きをみると、単独世帯、夫婦のみの世帯は年々増加しているのに対し、夫婦と子どもからなる世帯、その他の親族世帯は減少しており、世帯構造においても小規模世帯の割合が高くなっています。

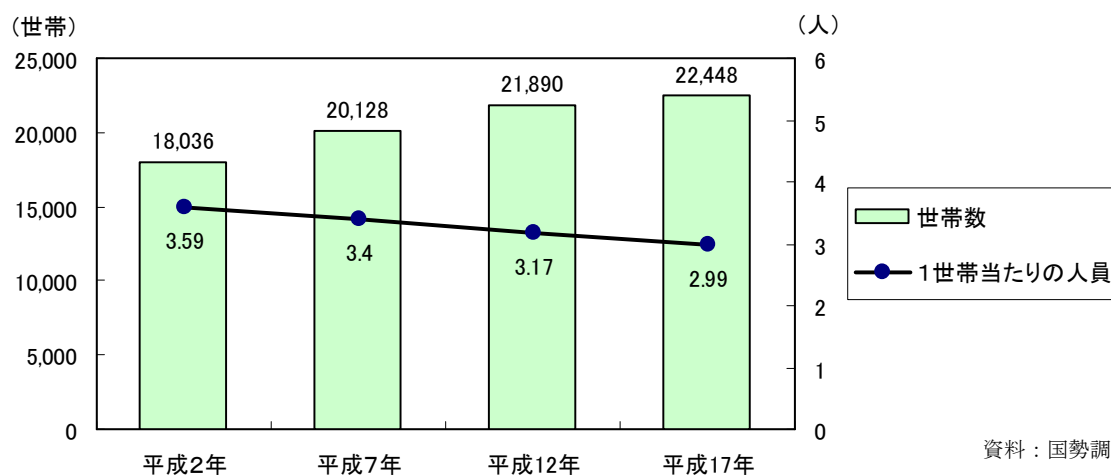
【世帯数等の推移】

(単位：上段＝世帯、下段＝％)

	紀の川市				和歌山県	全国
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年	平成17年
一般世帯総数	18,036 100.0	20,128 100.0	21,890 100.0	22,448 100.0	100.0	100.0
単独世帯	1,915 10.6	2,394 11.9	3,162 14.4	3,671 16.4	23.7	29.5
核家族世帯	9,830 54.5	11,772 58.5	13,306 60.8	13,898 61.9	61.9	57.9
夫婦のみの世帯	2,873 15.9	3,654 18.2	4,370 20.0	4,864 21.7	22.8	19.6
夫婦と子どもからなる世帯	5,901 32.7	6,877 34.2	7,411 33.9	7,204 32.1	29.9	29.9
片親と子どもからなる世帯	1,056 5.9	1,241 6.2	1,525 7.0	1,830 8.2	9.1	8.4
その他の親族世帯	6,277 34.8	5,935 29.5	5,374 24.6	4,816 21.6	14.1	12.1
非親族世帯	14 0.1	27 0.1	48 0.2	63 0.3	0.4	0.5
1世帯あたりの人員(人)	3.59	3.40	3.17	2.99	2.64	2.54

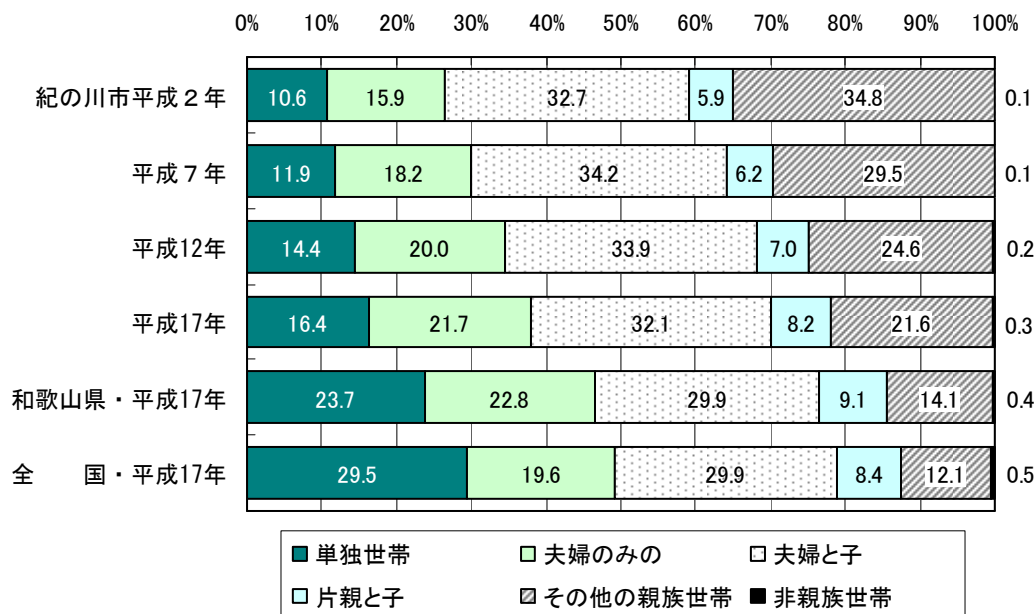
資料：国勢調査

【紀の川市の世帯数及び1世帯あたりの人員の推移】



資料：国勢調査

【世帯構成の推移】



2. 6歳未満、18歳未満の親族のいる世帯数

一般世帯で6歳未満の親族がいる世帯及び18歳未満の親族がいる世帯ともに、平成12年に比べて平成17年には大きく減少しています。

6歳未満の親族がいる世帯及び18歳未満の親族がいる世帯の割合を比べると、本市は18歳未満の親族がいる世帯の割合が、全国や和歌山県平均に比べて高くなっています。

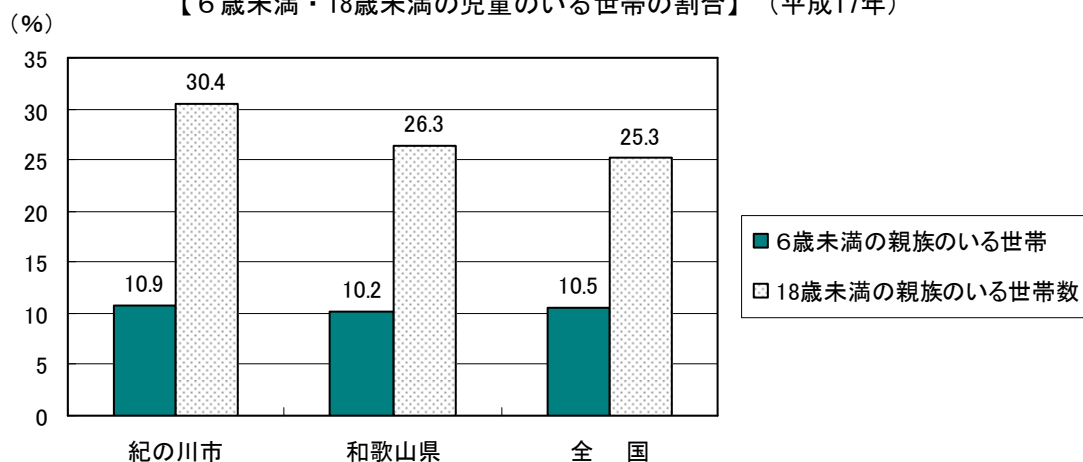
【6歳未満・18歳未満の児童のいる世帯の推移】

(単位：世帯)

	平成12年	平成17年
一般世帯総数	21,890	22,448
6歳未満の親族のいる世帯	2,894	2,436
18歳未満の親族のいる世帯	7,669	6,834

資料：国勢調査

【6歳未満・18歳未満の児童のいる世帯の割合】(平成17年)



第3節 就労状況

1. 男女別就労状況

男性の就業人口は、平成7年以降減少傾向にあります。女性の就業人口は一貫して増加しており、平成17年では総就業人口に占める女性の割合が44.0%となっています。

平成17年の就業人口について、産業別の割合をみると、本市は男女ともに第3次産業の割合が最も高くなっているものの、全国や和歌山県平均と比べて第1次産業の割合が高く、特に女性で顕著となっています。

【産業別就業人口の推移】

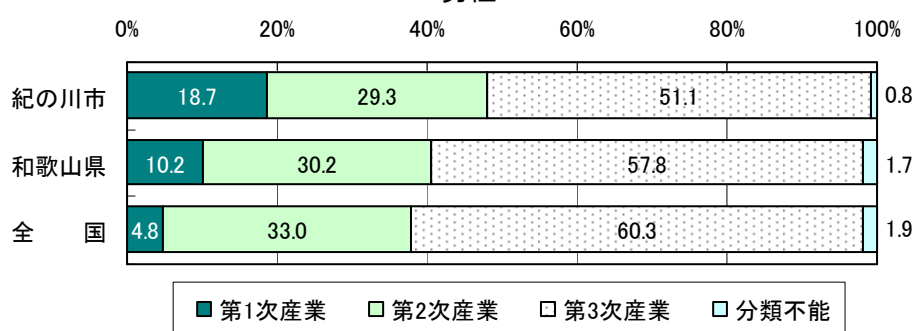
(単位：人)

	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
総数	19,112	13,366	20,517	14,339	19,975	14,688	19,162	15,079
第1次産業	4,193	4,157	4,000	3,987	3,596	3,683	3,585	3,587
第2次産業	5,840	2,504	6,475	2,471	6,423	2,323	5,620	1,963
第3次産業	9,058	6,689	10,013	7,864	9,932	8,664	9,797	9,409
分類不能	21	16	29	17	24	18	160	120

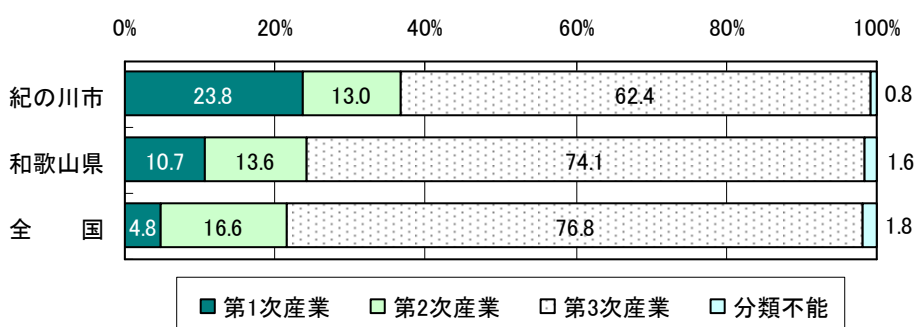
資料：国勢調査

【産業別人口の割合】（平成17年）

〈男性〉



〈女性〉



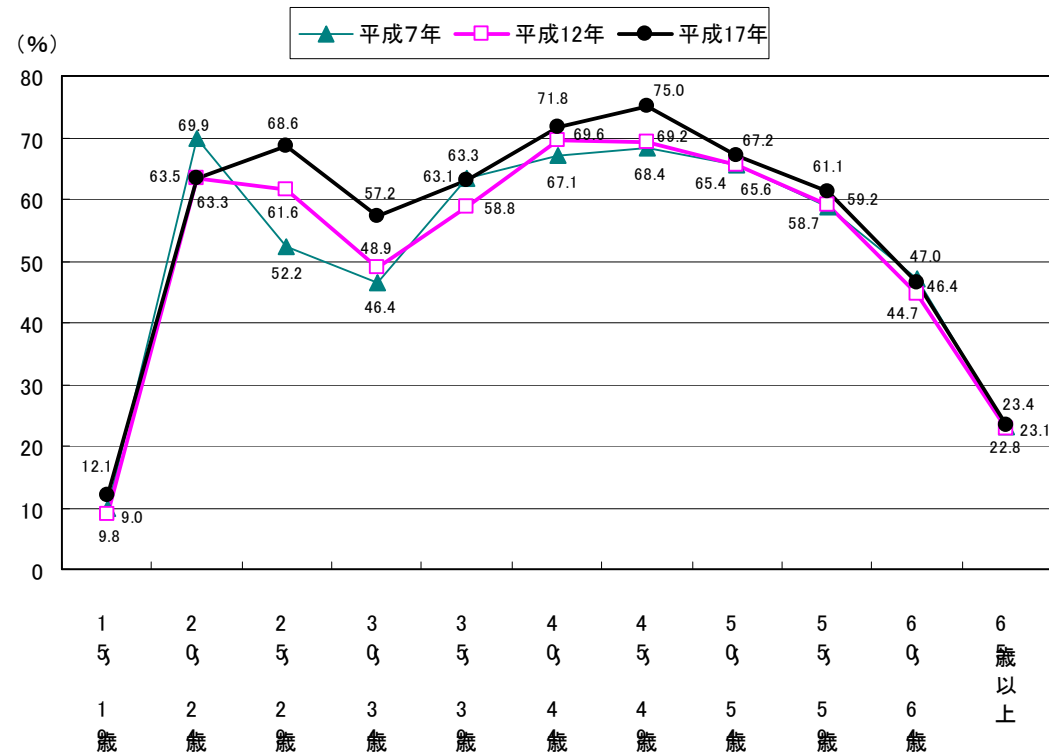
資料：国勢調査

2. 女性の年齢別就業状況の推移

女性の年齢階級別就労率をみると、20～24歳を除くと、どの年齢も平成17年が最も高くなっており、女性の就業が進んだことがわかります。

特に25～34歳の年齢層で増加しており、晩婚化によっていわゆるM字型カーブの頂点の年齢が高くなるとともに、30～34歳の出産・育児にかかわる年齢層で離職が減少したことにより、M字型カーブの傾向がゆるやかになっています。

【女性の年齢5歳階級別就業率（15歳以上）】



資料：国勢調査

3. 昼夜間人口比率

本市は就業場所や高校・専門学校・大学が少ないため、平成17年の昼夜間人口比率（夜間の人口＝常住人口に対する昼間の人口の割合）は89.3%と、昼間人口の方が夜間人口より少なくなっています。

【昼夜間人口比率】

（単位：人、%）

	紀の川市		和歌山市	岩出市	紀美野町	かつらぎ町
	平成12年	平成17年	平成17年	平成17年	平成17年	平成17年
昼間人口	61,632	60,605	390,753	40,386	10,757	18,686
常住人口 （夜間人口）	70,067	67,862	375,591	50,834	11,643	19,670
昼夜間人口比率	88.0%	89.3%	104.3%	79.4%	92.4%	95.0%

資料：国勢調査

第4節 保育・教育関連の状況

1. 就学前児童の居場所

就学前児童（4月1日現在、0～5歳）の日中の居場所をみると、0～3歳は「自宅等」が多く、3歳以上になると「保育所」が80%以上を占めています。幼稚園は10%台にとどまっており、他市町と比べて保育所の割合が高くなっています。

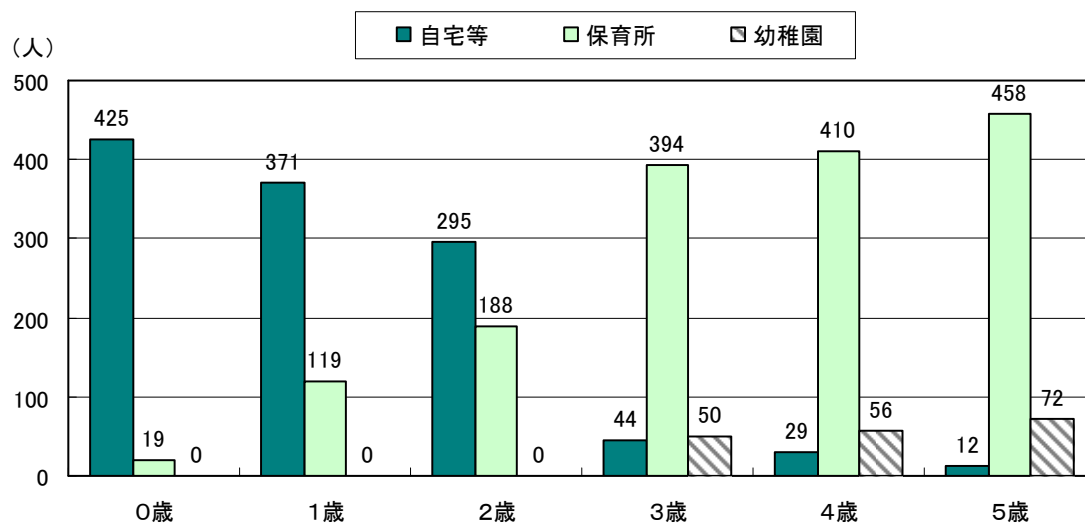
0～5歳全体で居場所の構成をみると、平成21年は平成20年に比べて、さらに保育所の割合が高くなっています。

【学前児童の居場所】（平成21年4月1日）

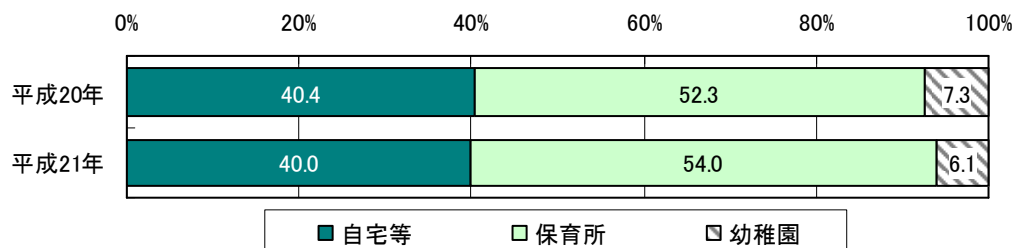
	総 数		自宅等		保育所		幼稚園	
	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)
0 歳	444	100.0	425	95.7	19	4.3	0	0.0
1 歳	490	100.0	371	75.7	119	24.3	0	0.0
2 歳	483	100.0	295	61.1	188	38.9	0	0.0
3 歳	488	100.0	44	9.0	394	80.7	50	10.2
4 歳	495	100.0	29	5.9	410	82.8	56	11.3
5 歳	542	100.0	12	2.2	458	84.5	72	13.3
合 計	2,942	100.0	1,176	40.0	1588	54.0	178	6.1

資料：子育て支援課

【年齢別就学前児童の居場所】（平成21年4月1日）



【就学前児童の居場所の変化】



2. 保育所の状況

本市の認可保育所は、平成20年から公立14か所、私立3か所の合計17か所となっています。

入所児童数は、公立保育所では定員数を下回り、60%台の在籍率となっています。一方、私立保育所の在籍率は年々上昇し、平成21年度は100%を超える状況となっています。

公立・私立を合わせた入所児童数は、就学前児童人口の減少につれて減少し、平成21年度には1,683人となっています。

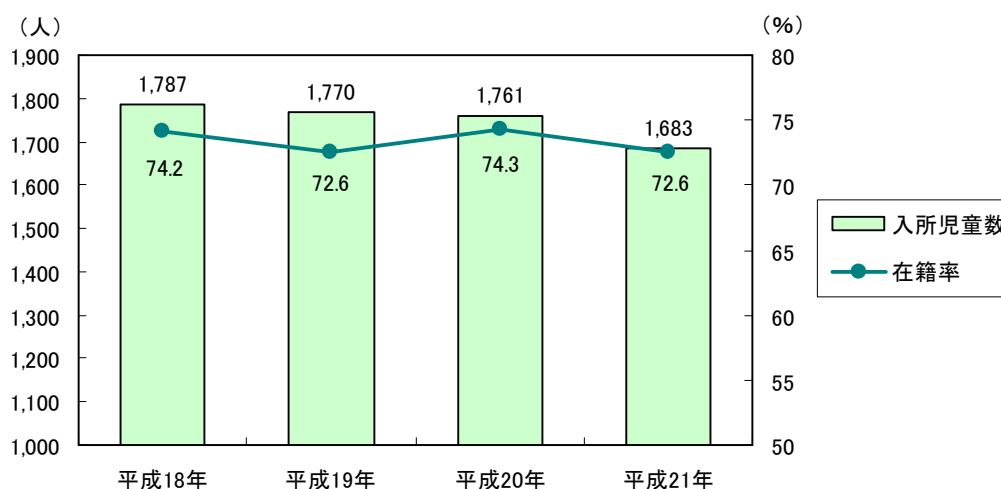
【認可保育所の状況】

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
施設数（か所）	19	19	17	17
公立	16	16	14	14
私立	3	3	3	3
公 立				
定員数（人）	1,989	1,989	1,919	1,919
入所児童数（人）	1,385	1,331	1,314	1,217
在籍率（%）	69.6	66.9	68.5	63.4
私 立				
定員数（人）	420	450	450	400
入所児童数（人）	402	439	447	466
在籍率（%）	95.7	97.6	99.3	111.0
公立・私立計				
定員数（人）	2,409	2,439	2,369	2,319
入所児童数（人）	1,787	1,770	1,761	1,683
在籍率（%）	74.2	72.6	74.3	72.6

資料：子育て支援課（各年3月1日）

注記：在籍率＝入所児童数÷定員数

【認可保育所入所児童数及び在籍率の推移】



資料：子育て支援課

【保育所別の児童数の推移】

(単位：人)

公私	保育所名		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
公立	なるき保育所	定員	180	180	180	180
		児童数	146	142	149	135
	こばと保育所	定員	200	200	200	200
		児童数	192	183	190	181
	八王子保育所	定員	60	60	60	60
		児童数	39	39	32	23
	川原保育所	定員	90	90	90	90
		児童数	48	48	44	45
	長田保育所	定員	120	120	120	120
		児童数	82	72	75	69
	竜門保育所	定員	120	120	120	120
		児童数	58	42	47	39
	鞆渚保育所(へき地)	定員	30	30	30	30
		児童数	16	20	15	7
	名手保育所	定員	220	220	240	240
		児童数	151	141	209	179
	上名手保育所	定員	45	45		
		児童数	18	21		
	麻生津保育所	定員	45	45		
		児童数	32	36		
	安楽川保育所	定員	204	204	204	204
		児童数	166	154	137	146
	調月保育所	定員	60	60	60	60
		児童数	34	34	37	31
	中貴志保育所	定員	165	165	165	165
		児童数	124	118	110	103
	東貴志保育所	定員	150	150	150	150
		児童数	94	91	88	87
	西貴志保育所	定員	150	150	150	150
		児童数	95	92	96	76
	丸栖保育所	定員	150	150	150	150
		児童数	90	98	85	96
公立計		定員	1,989	1,989	1,919	1,919
		児童数	1,385	1,331	1,314	1,217
		在籍率	69.6%	66.9%	68.5%	63.4%
私立	れもん保育園	定員	60	90	90	90
		児童数	54	92	98	109
	粉河保育園	定員	170	170	170	120
		児童数	155	154	137	135
	ながやま保育園	定員	190	190	190	190
		児童数	193	193	212	222
私立計		定員	420	450	450	400
		児童数	402	439	447	466
		在籍率	95.7%	97.6%	99.3%	116.5%
総計		定員	2,409	2,439	2,369	2,319
		児童数	1,787	1,770	1,761	1,683
		在籍率	74.2%	72.6%	74.3%	72.6%

資料：子育て支援課（各年3月1日）

3. 幼稚園の状況

本市の幼稚園は、平成21年度現在、私立が3園あり、平成18年度以降の入所児童数をみると、年々減少しています。平成21年度の入所児数は178人、在籍率は41.9%となっています。

【幼稚園の状況】

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
私立	施設数(か所)	3	3	3	3
	定員数(人)	425	425	425	425
	入所児童数(人)	283	241	220	178
	在籍率(%)	66.6	56.7	51.8	41.9

資料：学校基本調査（各年5月1日）

注記：在籍率＝入所児童数÷定員数

【幼稚園児数の推移】

(単位：人)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
在籍児	3歳児	85	59	56	50
	4歳児	88	94	70	56
	5歳児	110	88	94	72
3～5 歳児計	定員	425	425	425	425
	入所児	283	241	220	178
	在籍率	66.6%	56.7%	51.8%	41.9%
	教職員数	31	25	28	28

資料：学校基本調査（各年5月1日）

4. 小学校の状況

本市の小学校は、平成21年度現在、公立が17校あり、児童数は3,802人となっています。出生数の減少に伴い、児童数は減少傾向が続いています。

【小学校児童数等の推移】

(単位：人)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
学校数	18	18	18	17
学級数（学級）	174	168	166	156
児童数（人）	4,152	4,032	3,972	3,802
教員数（人）	261	255	252	247
教員1人あたり児童数（人）	15.9	15.8	15.8	15.4

資料：学校基本調査（各年5月1日）

5. 中学校の状況

本市の中学校は、平成21年度現在、公立が7校あり、生徒数は2,065人となっています。生徒数は微減傾向が続いています。

【中学校生徒数等の推移】

(単位：人)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
学校数	7	7	7	7
学級数（学級）	76	80	82	78
生徒数（人）	2,177	2,172	2,109	2,065
教員数（人）	156	161	160	152
教員1人あたり生徒数（人）	14.0	13.5	13.2	13.6

資料：学校基本調査（各年5月1日）

6. 小中学校における不登校や長期欠席の状況等

本市の小中学校における不登校や長期欠席者は次のとおりとなっています。平成20年度現在、スクールカウンセラーを、小学校に1人、中学校に5人配置しています。

【小中学校の状況】

(単位：人)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
小学校	不登校	14	16	14
	長期欠席	17	18	8
	心の教室相談員	1	2	0
	スクールカウンセラー	0	0	1
中学校	不登校	71	78	43
	長期欠席	4	13	11
	心の教室相談員	0	0	0
	スクールカウンセラー	5	5	5

資料：学校教育課（各年5月1日）

7. 放課後児童クラブ（学童保育）の状況

放課後児童クラブは平成18年度の8か所から年に1か所ずつ増加し、平成21年度では11か所で実施しています。在席児童数は大幅に増加してきており、平成21年度には356人となっています。

【放課後児童クラブの状況】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施か所数(か所)	8	9	10	11
定員数（人）	215	245	285	380
在席児童数（人）	188	213	293	356
在席率（人）	87.4	86.9	102.8	93.7

資料：子育て支援課（各年3月31日）

第5節 母子保健の状況

1. 母子健康手帳交付数

母子健康手帳の交付数は次のとおりとなっています。

【母子健康手帳交付状況】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
交付数	438	494	440

資料：健康推進課

2. 妊婦健康診査

妊婦健康診査の受診者数は次のとおりとなっています。

【妊婦健康診査受診状況】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
受診者数(延人数)	828	921	833

資料：健康推進課

3. 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査の受診状況は次のとおりとなっています。受診率は、いずれの健診も9割を超えていますが、対象年齢の上昇とともにその率は低下しています。

【乳幼児健康診査受診状況】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
4 か月児	対象児数 (人)	450	454	468
	受診児数 (人)	438	450	462
	受 診 率 (%)	97.3	99.1	98.7
7 か月児	対象児数 (人)	457	467	482
	受診児数 (人)	450	461	480
	受 診 率 (%)	98.5	98.7	99.6
1 歳 8 か月児	対象児数 (人)	494	491	451
	受診児数 (人)	458	469	429
	受 診 率 (%)	92.7	95.1	95.1
3 歳 6 か月児	対象児数 (人)	607	505	474
	受診児数 (人)	519	452	437
	受 診 率 (%)	85.5	89.5	92.2

資料：健康推進課

4. 訪問指導の状況

育児に対する母親の不安を解消し、安心して子どもを生み育てることができるよう、保健師が対象者宅を訪問し、保健指導や相談を実施しています。

【訪問指導の実施状況】

(単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
新生児・乳幼児訪問指導（延人数）	374	421	417

資料：健康推進課

5. 相談事業の状況

保護者の不安や悩みに対し、次にあげる相談事業を実施しています。発達相談員による発達相談の件数が年々増加傾向にあり、子どもの発育や発達に不安を抱いている保護者が増加しているものと思われます。

【相談事業の実施状況】

(単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
10ヶ月児健康相談（延人数）	432	467	456
2歳6か月児健康相談（延人数）	451	445	442
発達相談（延人数）	105	231	274

資料：健康推進課

6. 子育て教室等の状況

育児不安の解消を図るとともに、子育ての仲間づくりのきっかけとなるよう、次の事業を実施しています。

【その他子育て支援事業】

(単位：人、組)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
離乳食教室（延人数）	438	911	942
あかちゃん広場（延組数）	—	476	770
子育て教室（延人数）	1,016	1,752	1,842
親子教室（延人数）	3,054	3,597	2,468

資料：健康推進課

第6節 各種手当・助成制度の状況

各種手当と助成制度の状況は次のとおりとなっています。制度改正により平成19年度から児童手当の件数が増えています。

【各種手当の実施状況】

(単位：件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
児童手当	1,614	6,148	6,304
児童扶養手当	559	554	580
特別児童扶養手当	139	140	150
心身障害児在宅扶養手当	211	215	224
障害児福祉手当	24	24	28

資料：障害福祉課、子育て支援課

【各種制度の実施状況】

(単位：件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
乳幼児医療費助成	3,247	3,769	3,468
ひとり親家庭等医療費助成	1,506	1,569	1,634

資料：国保年金課

第7節 地域における子育て支援のための資源

1. 図書館の状況

子どもの人数は減少傾向にありますが、0～15歳の図書館登録者数は大きく増加しています。また、児童図書の貸し出し冊数をみると、平成18年度では76,513冊であったのが、平成20年度には124,965冊に倍増しています。

【図書館の児童図書蔵書数の推移】

(単位：件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
打田図書館	17,670	19,337	20,223
貴志川図書館	15,776	15,579	16,072
粉河図書館	4,043	4,518	4,785
那賀図書館	4,155	4,487	4,715
桃山図書館	10,227	10,595	11,044
	51,871	54,516	56,839

【図書館の利用状況】

(単位：人、冊)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
登録者数	0歳～12歳	4,616	5,806	6,429
	13歳～15歳	1,691	1,816	1,856
	16歳以上	16,714	18,147	19,070
貸し出し冊数	児童書	76,513	114,259	124,965
	一般書	142,737	162,668	184,714
利用人数	0歳～12歳	19,007	18,797	20,146
	13歳～15歳	2,937	3,004	2,587
	16歳以上	44,993	51,826	58,503

資料：生涯学習課

2. 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員及び主任児童委員の状況をみると、平成18年度から変化はありません。

【民生委員・児童委員数の推移】

(単位：人、冊)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
民生委員・児童委員数	170	170	170
うち男性委員数	80	80	85
うち女性委員数	90	90	85
1人あたり担当世帯数	142.4	143	145.1
主任児童委員数	11	11	11

資料：社会福祉課

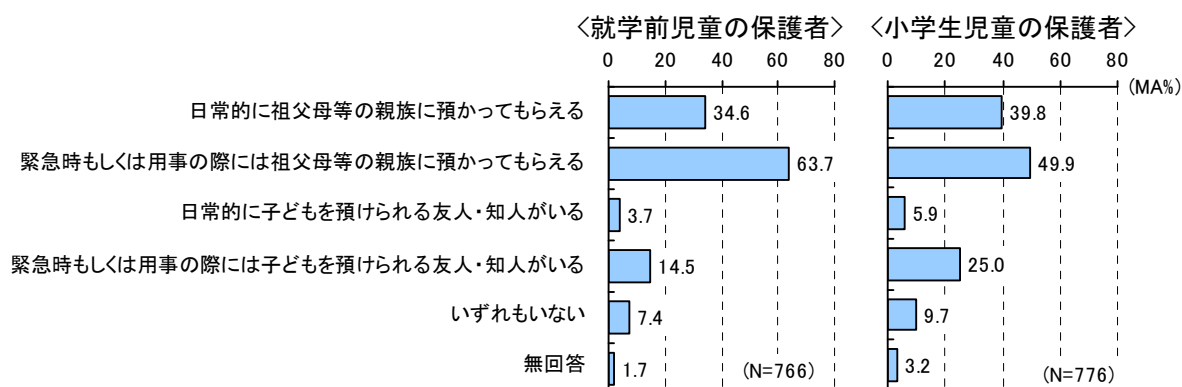
第8節 アンケート調査結果からみた住民の子育て意識等

1. 子どもの預りの状況と保護者の意識

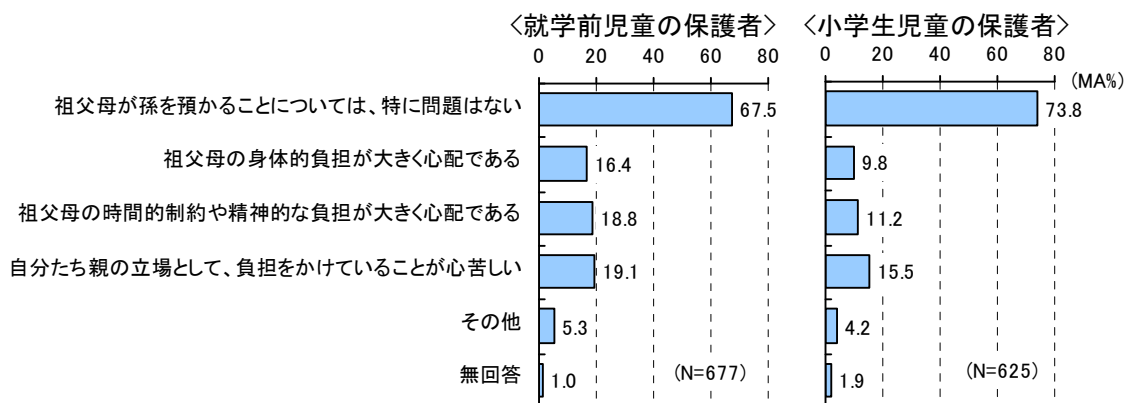
子どもの預かりの状況についてみると、日常的もしくは緊急時に預かってもらえる人がいない家庭は、就学前で7.4%、小学生で9.7%みられます。

祖父母や友人に預かってもらえる家庭は多くありますが、預かってもらっている状況についてみると、祖父母・友人ともに「特に問題はない」が最も多いものの、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」も比較的多くみられます。

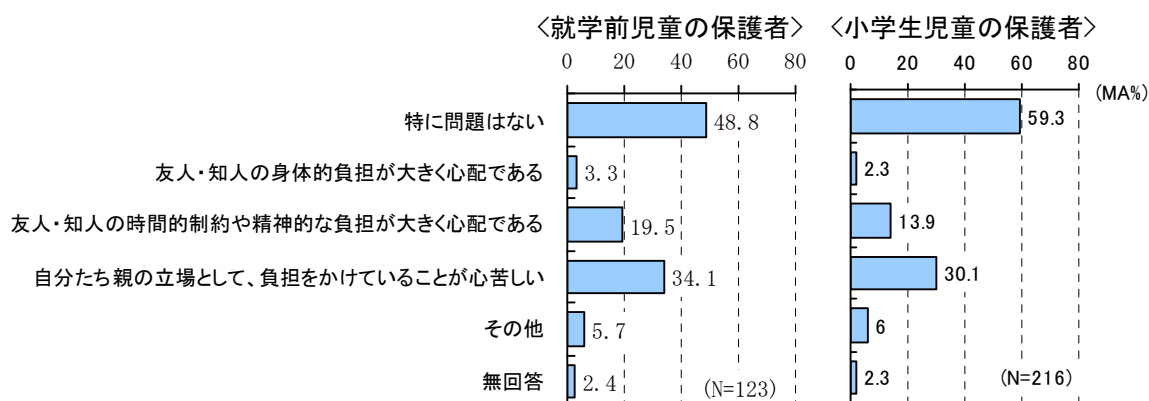
【子どもを預かってもらえる人の有無】



【祖父母に預かってもらっている状況について】



【友人・知人に預かってもらっている状況について】



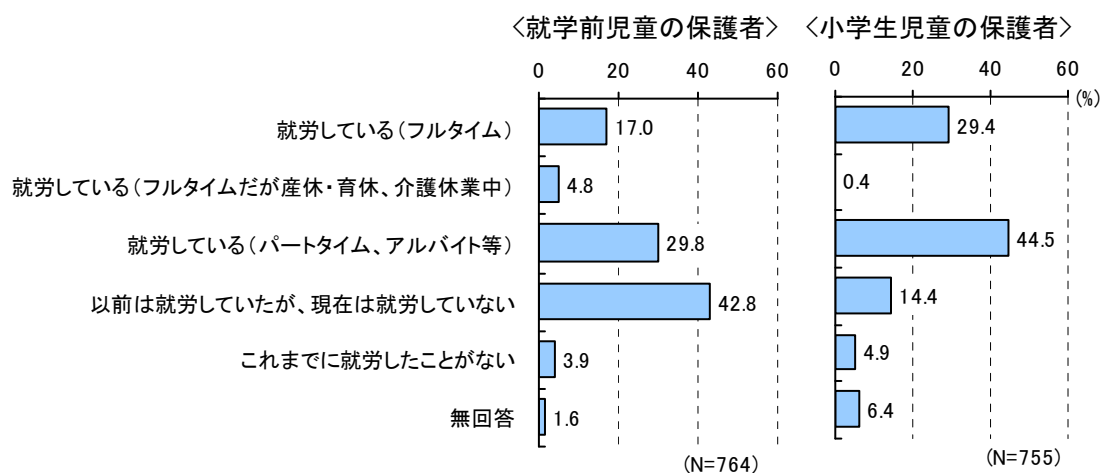
2. 母親の就労の状況

①就労状況

母親の就労状況をみると、「就労している（フルタイム）」「就労している（産休・育休・介護休業中）」「就労している（パートタイム、アルバイト）」を合わせた、母親の就労率は、就学前児童の母親では 51.6%、小学生児童の母親では 74.3%を占めています。

一方、「現在は就労していない」は、就学前児童の保護者では 42.8%と 4 割以上を占めていますが、小学生児童の保護者になると 14.4%に激減しています。

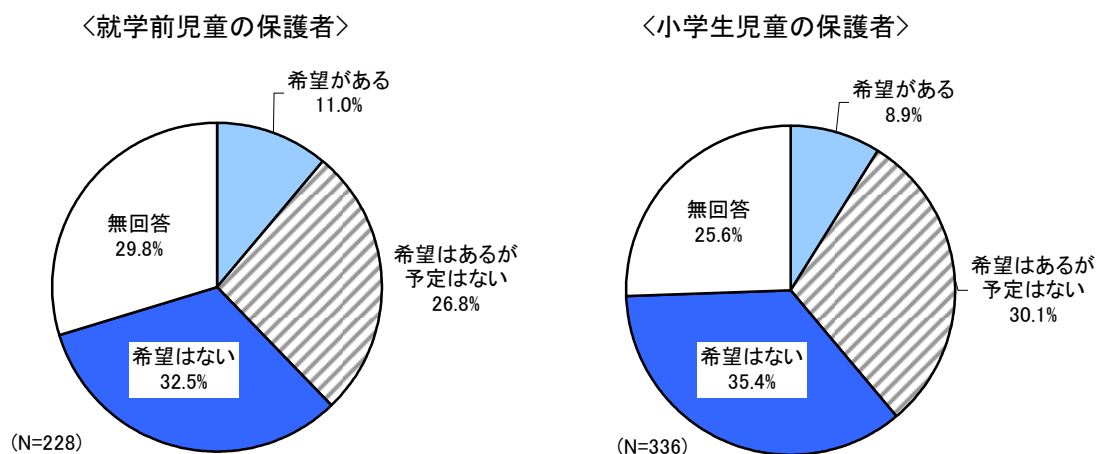
【子育て感（就学前児童の保護者）】



②パートタイム就労の母親のフルタイムへの転換希望

現在、パートタイム・アルバイトで就労している母親で、フルタイムへの転換希望があるのは、就学前児童の保護者では 11.0%、小学生児童の保護者では 8.9%となっています。「希望があるが、予定はない」を含めると、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者ともに約 4 割が転換希望を持っています。

【母親のフルタイムへの転換希望（パートタイム・アルバイトの母親）】



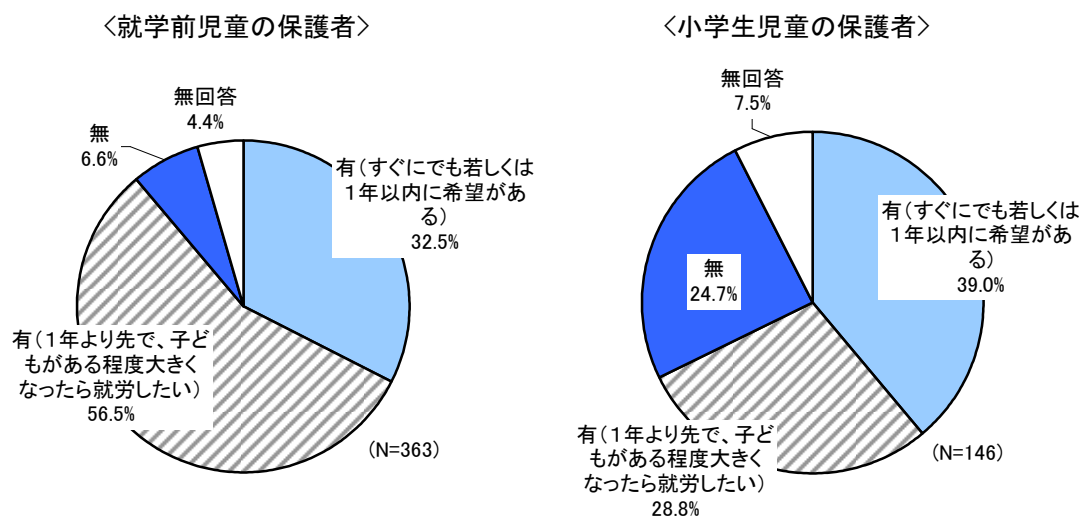
③非就労の母親の就労希望

現在働いていない母親の今後の就労意向をみると、就労意向がない人は、就学前児童の母親の6.6%、小学生児童の母親では24.7%と少数です。

就学前児童の母親では、「1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい」が56.5%と多数を占めています。一方、小学生児童の母親では、「すぐにでも若しくは1年以内に希望がある」が多数を占めています。

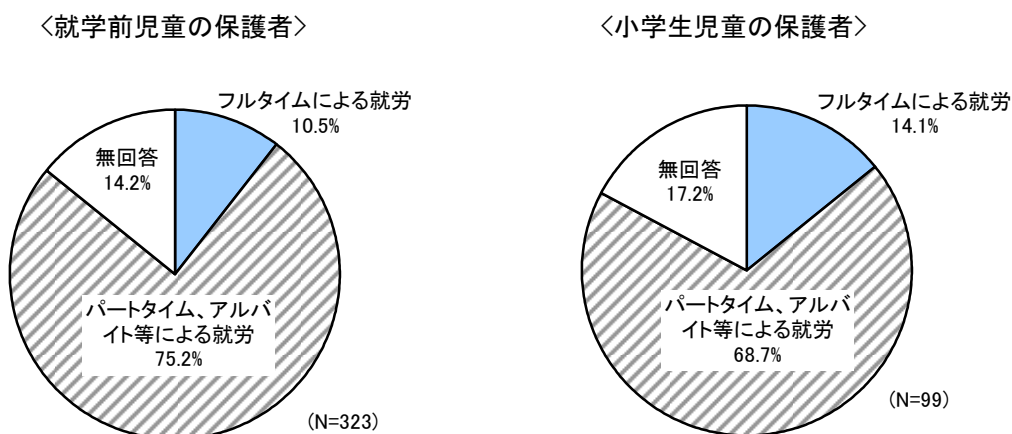
今後就労希望がある母親が希望する就労形態をみると、就学前児童の母親、小学生児童の母親ともに「パートタイム、アルバイト等による就労」が大半を占めています。

【非就労の母親の就労希望】



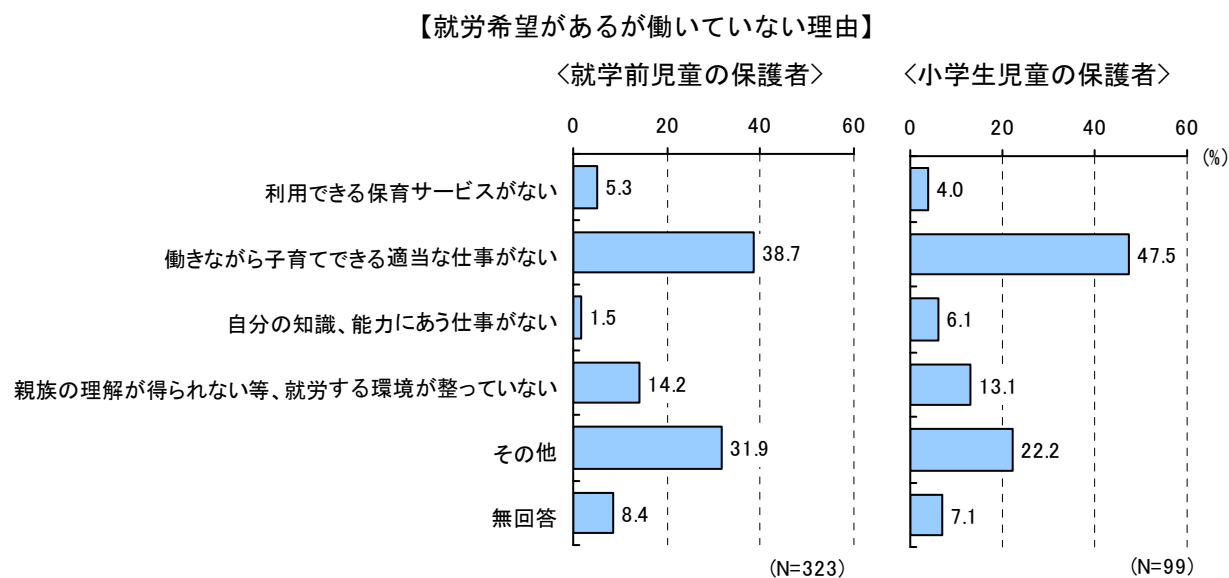
【希望する就労形態】

(非就労で就労希望がある母親)



④就労希望があるが働いていない理由

就労希望がありながら、働いていない母親の理由をみると、「働きながら子育てできる適当な仕事がない」が最も多く、就学前児童の母親で38.7%、小学生児童の母親で47.5%となっています。



3. 子育て支援サービス等について

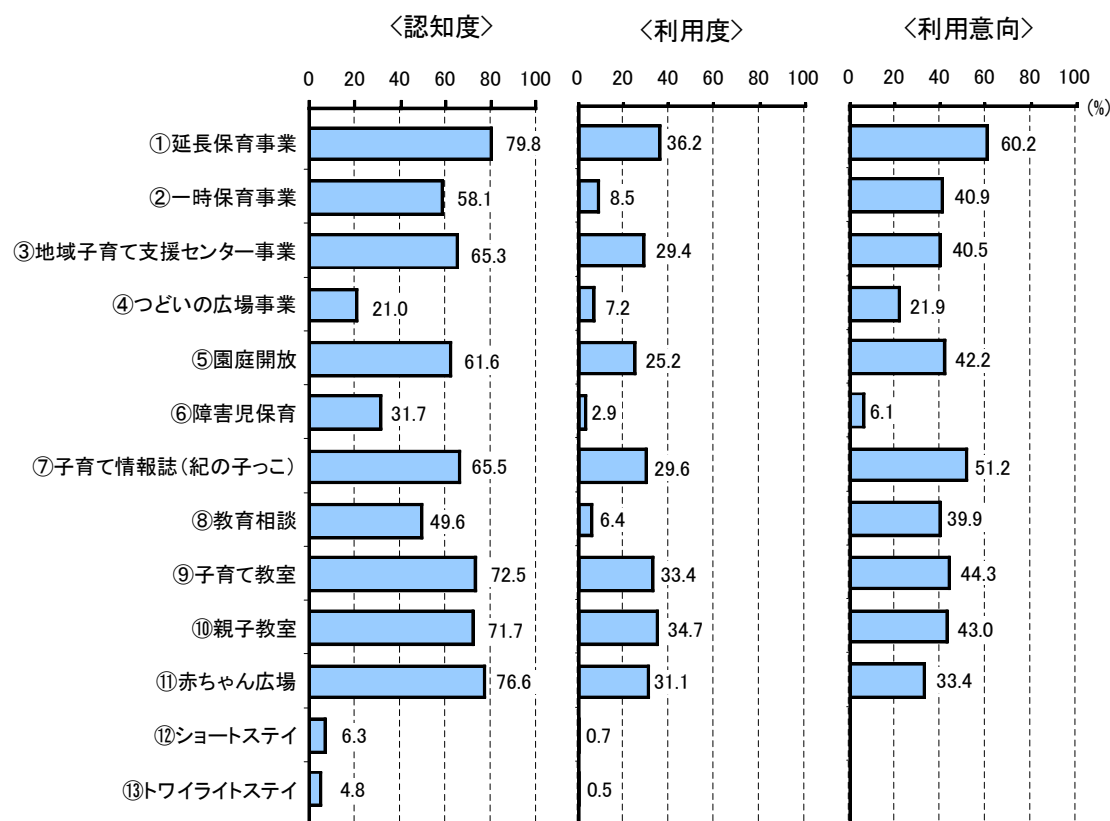
①子育て支援サービスの認知度、利用度、利用意向（就学前児童の保護者）

子育て支援サービスの認知度をみると、「延長保育事業」「子育て教室」「親子教室」「赤ちゃん広場」は7割を超える結果となっています。一方、「つどいの広場事業」「障害児保育」「ショートステイ」「トワイライトステイ」は他のサービスに比べて認知度が低くなっています。

利用経験についてみると、全てのサービスで利用経験者は半数を下回っています。3割程度の利用があるのは、「延長保育事業」「子育て情報誌（紀の子っこ）」「子育て教室」「親子教室」「赤ちゃん広場」となっています。

次に、今後の利用意向をみると、「延長保育事業」と「子育て情報誌（紀の子っこ）」では半数を超えており、「つどいの広場事業」と「障害児保育」を除くすべてのサービスで利用希望者は3割以上となっています。

【子育て支援サービスの認知度、利用度、利用意向】



注記：「認知度」とは、サービス・事業を知っている人の割合

「利用度」とは、今までに利用したことがある人の割合

「利用意向」とは、今後利用したい人の割合

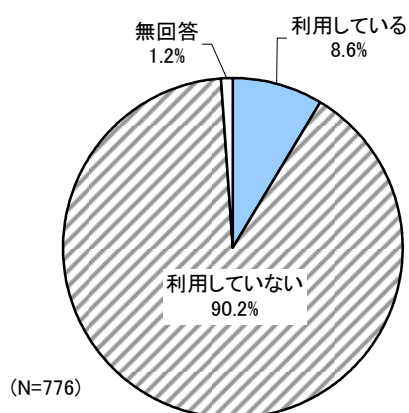
②放課後児童クラブの利用状況と利用意向（小学生の保護者）

放課後児童クラブを利用しているのは8.6%（67人）に留まっています。

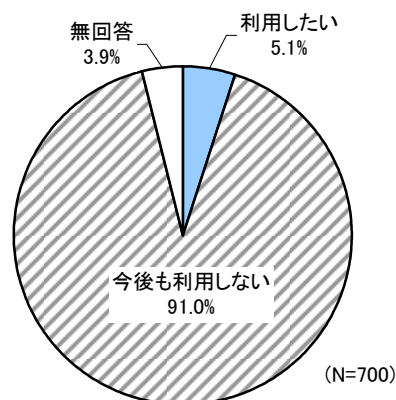
現在利用していない人（90.2%）のうち、今後「利用したい」と希望があるのは5.1%（36人）と少数となっています。

現在、放課後児童クラブを利用していない理由についてみると、「現在、就労していないから」と「就労しているが、短時間ならば子どもだけでも大丈夫だと思うから」が多くなっています。

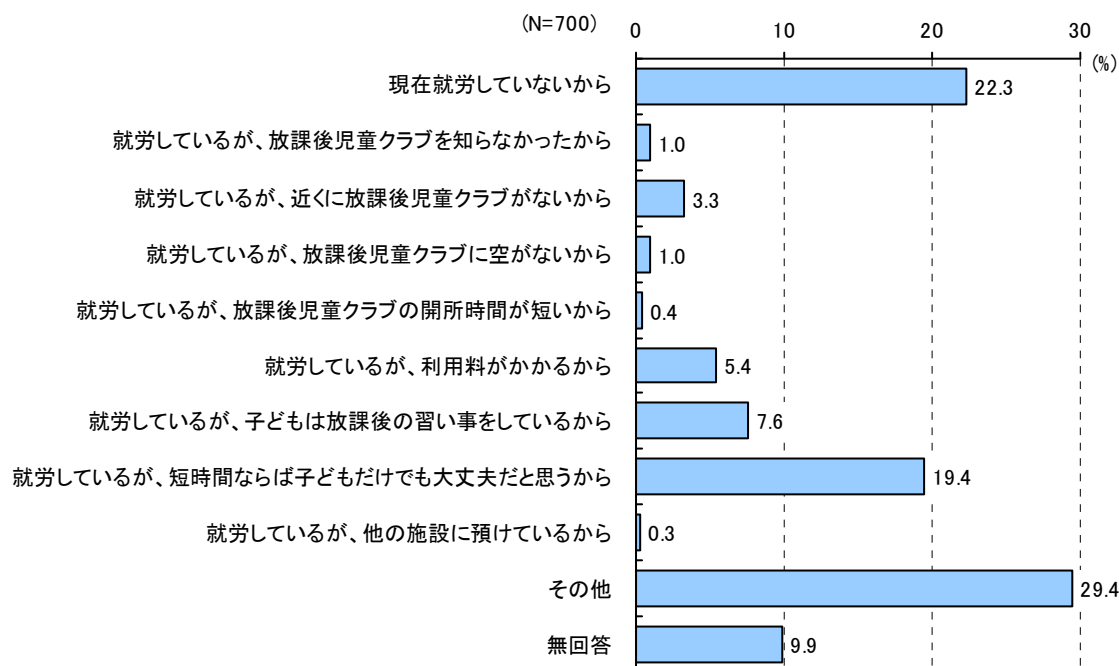
【放課後児童クラブの利用有無】
（小学生児童の保護者）



【放課後児童クラブの今後の利用意向】
（現在利用していない人）



【放課後児童クラブを利用していない理由（小学生児童の保護者）】



③ファミリーサポートセンターの利用意向

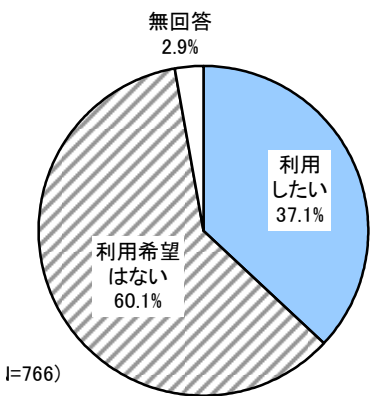
ファミリーサポートセンターが設置されれば利用したい意向を持っているのは、就学前児童の保護者では37.1%、小学生児童の保護者では18.0%となっています。

利用したいについて、希望する日数及び1回あたりの時間数をみると、就学前児童の保護者では概ね週1日程度、1回4時間、小学生児童の保護者では概ね10日に1日程度1回4時間を希望しています。

ファミリーサポートセンターを利用したい人の利用目的をみると、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者ともに「祖父母や近所の人・友人等に預かってもらえないときに利用したい」が最も多くなっています。

【ファミリーサポートセンターの利用意向】

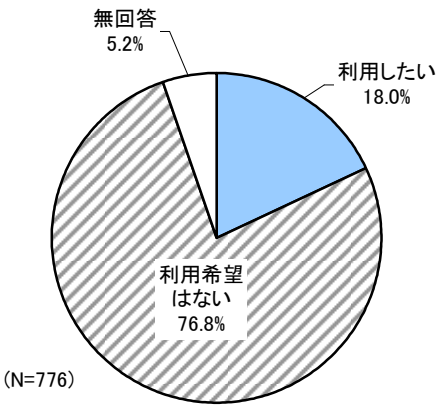
＜就学前児童の保護者＞



n=766

利用希望日数	平均 4.3 日/月
1回あたりの希望時間	平均 4.4 時間

＜小学生児童の保護者＞

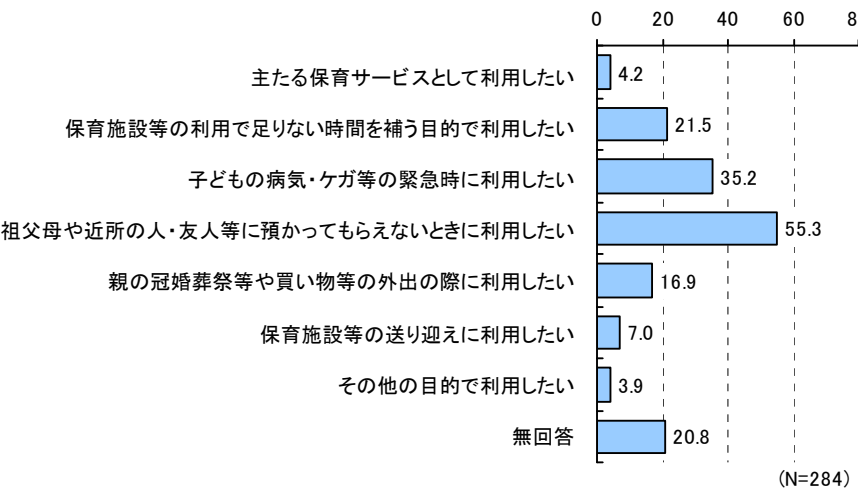


(N=776)

利用希望日数	平均 3.3 日/月
1回あたりの希望時間	平均 4.1 時間

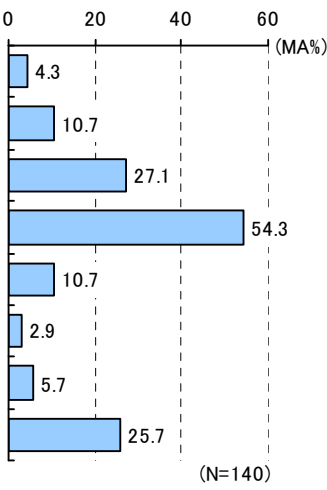
【ファミリーサポートセンターの利用目的】

＜就学前児童の保護者＞



(N=284)

＜小学生児童の保護者＞



(N=140)

4. 育児休業制度の利用について（就学前児童の保護者）

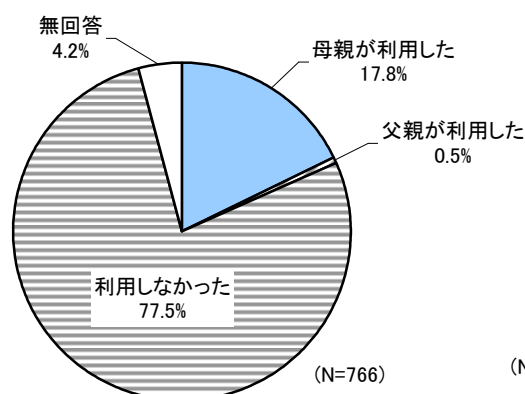
育児休業制度については、「利用しなかった」が77.5%と大半を占めています。

母親と父親を比べると、「母親が利用した」が17.8%に対して「父親が利用した」は0.5%と極めて少数となっています。

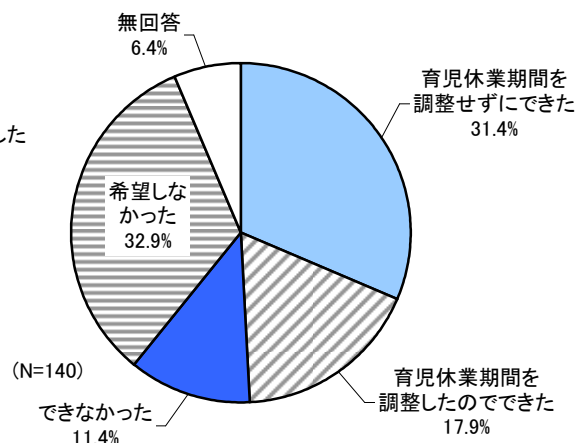
育児休業明けに希望する保育サービスを利用できたかどうかについてみると、3割は「育児休業期間を調整せずに利用できた」と回答していますが、できなかった人も11.4%みられます。

育児休業明けに希望する保育サービスを利用できなかった人では、「家族等にみてもらうことで対応した」と「仕事を辞めた」がそれぞれ3割となっています。

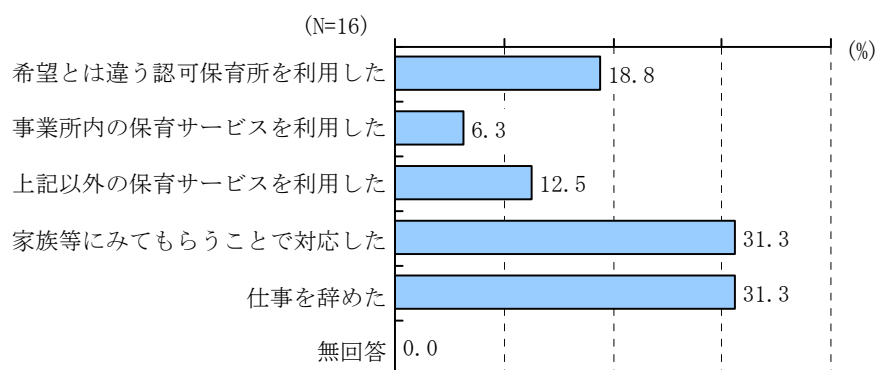
【育児休業制度の利用有無】
（就学前児童の保護者）



【育児休業明けの保育サービスの利用】
（育児休業制度利用者）



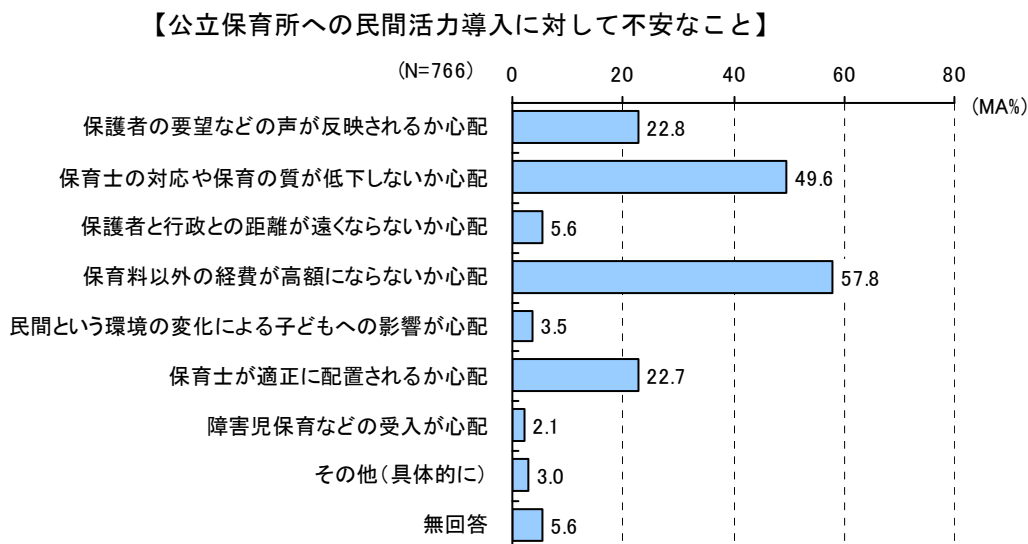
【育児休業明けに保育サービスを利用できなかった時の対応】



5. 保育所への民間活力導入について（就学前児童の保護者）

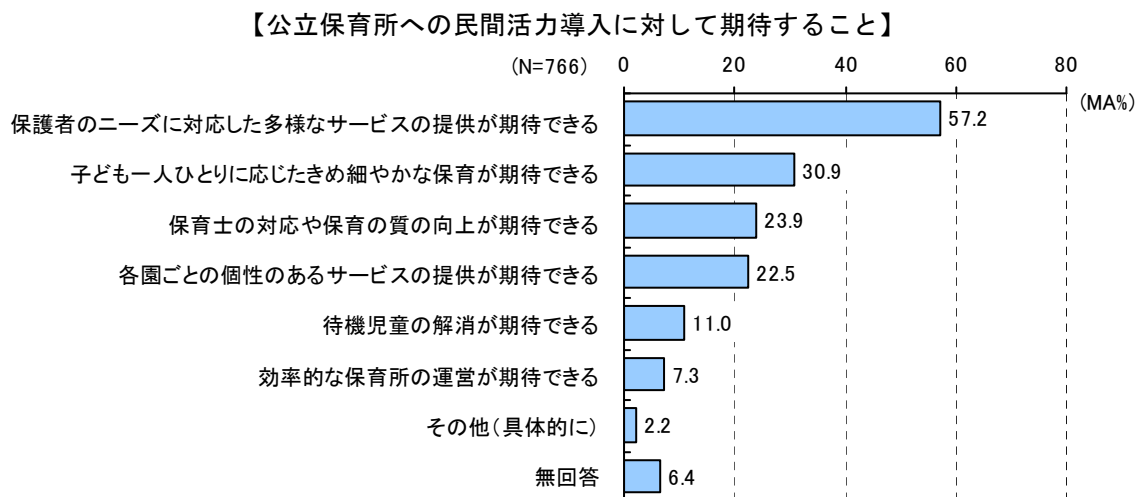
①公立保育所への民間活力導入に対して不安なこと

保育所への民間活力導入への不安点については、「保育料以外の経費が高額にならないか心配」が57.8%と最も多く、次いで「保育士の対応や保育の質が低下しないか心配」49.6%となっており、保育料以外の経費の高騰や保育士の質を心配する声が多くなっています。



②公立保育所への民間活力導入に対して期待すること

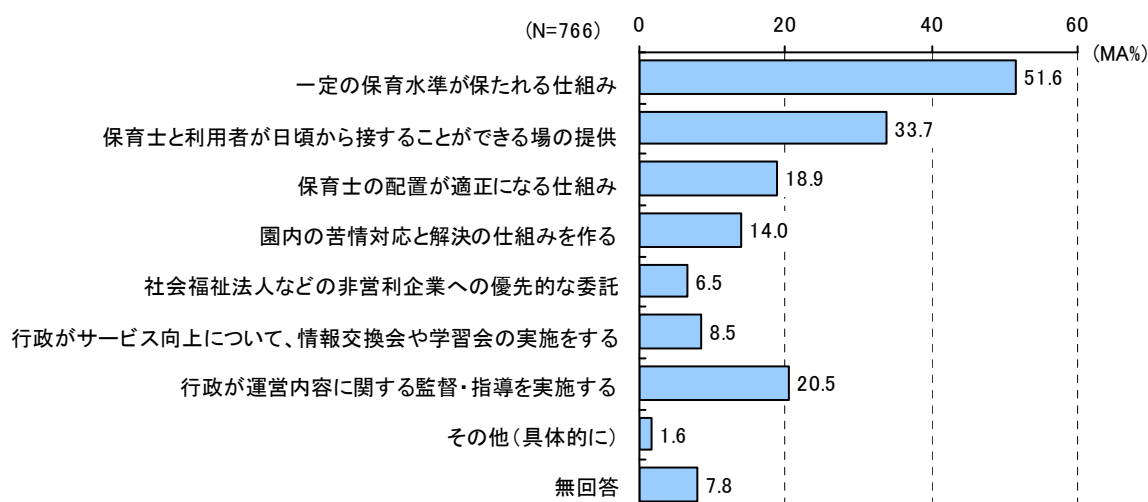
保育所への民間活力導入に期待する点については、「保護者のニーズに対応した多様なサービスの提供が期待できる」が57.2%と最も多く、次いで「子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな保育が期待できる」30.9%、「保育士の対応や保育の質の向上が期待できる」23.9%と続いています。民間活力を導入することによって、保護者ニーズに応じた保育や子ども一人ひとりに応じた保育を期待しており、民間活力で保育士の質の低下を心配する意見がある一方で、導入による質の向上を期待する意見も見受けられます。



③公立保育所への民間活力導入に際して最低限必要なこと

保育所への民間活力導入時に最低限必要なこととしては、「一定の保育水準が保たれる仕組み」が51.6%と最も多く、次いで「保育士と利用者が日頃から接することができる場の提供」33.7%、「行政が運営内容に関する監督・指導を実施する」20.5%と続いています。保育所への民間活力導入に際して、行政が運営内容を指導するなど、保育の水準を低下させないことが最低限の条件として挙げられています。

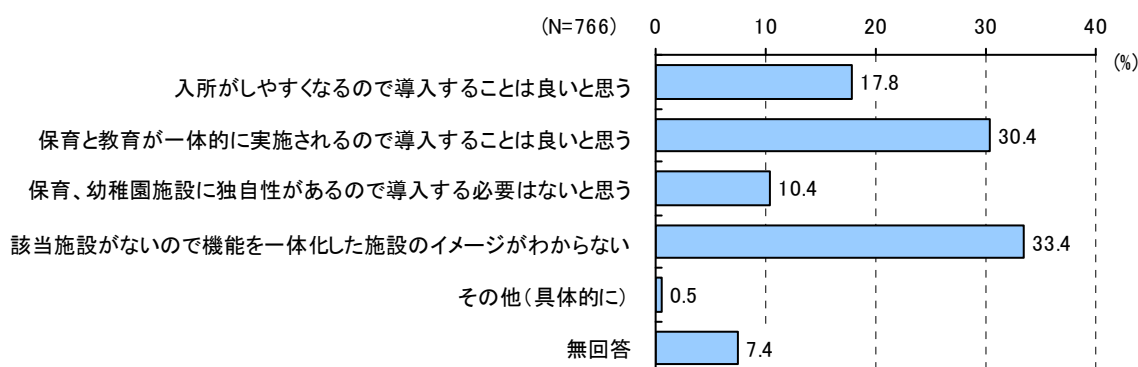
【公立保育所への民間活力導入に際して最低限必要なこと】



④認定こども園の導入についての考え

認定こども園制度について、「該当施設がないので機能を一体化した施設のイメージがわからない」が33.4%と最も多く、次いで「保育と教育が一体的に実施されるので導入することは良いと思う」30.4%と続いています。

【認定子ども園の導入についての考え】



第9節 計画の数値目標の進捗状況

前期計画では、国が提示した14の子育て支援事業について、平成21年度の目標事業量（数値目標）を設定することとされていました。

本市の子育て支援に対するニーズを踏まえて設定した前期計画の目標事業量と平成21年度の実績（見込）を比較した達成状況は次のとおりです。

1. 定期的な保育等に関する事業

①通常保育事業

保護者が働いていたり病気などの理由で、家庭で保育することができない児童を、保護者に代わって保育所（園）において保育を実施する事業です。

本事業はほぼ目標を達成しており、平成21年10月1日現在、待機児童はいません。

事業名	平成17年度 実績	前期計画 目標事業量	平成21年度 (実績見込)	目標事業量に 対する達成率
受入児童数	1,787人	一人	1,683人	—
定 員	2,379人	2,339人	2,319人	99.1%
箇 所 数	19か所	17か所	17か所	100.0%

②延長保育事業

保護者が仕事等の都合により、通常の開所時間（11時間）の前後に、さらに概ね30分以上の保育を行う事業です。

本市では19時までの延長保育を16か所で、20時までの延長保育を1か所で実施しており、整備か所数の目標は達成しています。

事業名	平成16年度 実績	前期計画 目標事業量	平成21年度 (実績見込)	目標事業量に 対する達成率
利用人数/日	71人	290人	130人	44.8%
箇 所 数	9か所	17か所	17か所	100.0%

③夜間保育事業

保護者の就業形態の多様化に伴い、夜間働いている保護者のため、11:00～22:00の11時間を基本に保育を行う事業です。

前期計画では、ニーズがなかったため目標量を設定しませんでした。平成21年度実績（見込）もありません。

④子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者が仕事などの理由により、帰宅が夜間にわたる場合や、休日に不在の場合などで、児童に対する生活指導や家事の面などで困難が生じている場合に、児童養護施設等で児童を一時的に預かる事業です。

前期計画では、4か所の整備、4人の利用を目標量としましたが、平成21年度実績（見込）はありません。

事業名	平成17年度 実績	前期計画 目標事業量	平成21年度 (実績見込)	目標事業量に 対する達成率
利用人数	0人	4人	0人	0.0%
箇所数	0か所	4か所	0か所	0.0%

⑤休日保育事業

就労形態の多様化に伴い、日曜日・祝日などに勤務している保護者のため、日曜日・祝日などにおいて保育を実施する事業です。

前期計画では、ニーズがなかったため目標量を設定しませんでした。平成20年度は1か所で事業を実施し、延べ40人の利用がありましたが、平成21年度からは実施していません。

⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等のため、昼間家庭にいない概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

保護者の保育ニーズの多様化により利用者数が増加したため、目標事業量を上回る11か所で実施しており、実施か所数で122.2%、人数では127.6%の達成率となっています。

	平成17年度 実績	前期計画 目標事業量	平成21年度 (実績見込)	目標事業量に 対する達成率
実利用人数	189人	275人	351人	127.6%
箇所数	8か所	9か所	11か所	122.2%

2. 一時預かり型事業

①乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育・派遣型）

病気の回復期にある就学前児童で、保護者の就労その他の仕事や冠婚葬祭等やむを得ない事情により家庭での保育が困難な場合に、保育士や看護師が児童の家庭を訪問

し、保育を行う事業です。

前期計画では、ニーズがなかったため目標量を設定しませんでした。平成 21 年度実績（見込）もありません。

②乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育・施設型）

保育所に通所中の児童が病気の回復期にあり、集団保育できない場合、児童を保育所、病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に保育を行う事業です。

前期計画では、ニーズがなかったため目標量を設定しませんでした。平成 21 年度実績（見込）もありません。

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気や仕事等の社会的理由により、一時的に児童の養育ができないときに、児童養護施設等において一定期間（7 日間程度）預かり、保護者に代わって一時的に児童の養育を行う事業です。

平成 21 年度では、委託先として市内の児童養護施設 6 か所を確保していますが、利用者（見込）はありません。

事業名	平成 17 年度 実績	前期計画 目標事業量	平成21年度 (実績見込)	目標事業量に 対する達成率
利用人数	0人	4人	0人	0.0%
か 所 数	0か所	4か所	6か所	150.0%

④一時保育事業（現：一時預かり事業）

保護者の冠婚葬祭や病気、急な仕事が入った等の緊急的保育サービスとして、一時的に児童を保育所で保育する事業です。

整備か所数、延べ利用人数ともに目標を未達成となっていますが、本市においては独自事業として一時預かりを実施している保育所があります。

	平成 17 年度 実績	前期計画 目標事業量	平成21年度 (実績見込)	目標事業量に 対する達成率
延べ利用日数	396日	450日	280日	62.2%
箇 所 数	6か所	7か所	6か所	85.7%

⑤特定保育事業

保護者がパートタイム勤務等週 2・3 日程度の就労についている場合に、保育が困難な就学前児童に対して、週 2・3 日程度又は午前もしくは午後のみ等の柔軟な保育

を実施する事業です。

前期計画では、ニーズがなかったため目標量を設定しませんでした。平成 21 年度実績（見込）もありません。

3. 地域における子育て支援に関する事業

①ファミリー・サポート・センター事業

保育等の援助を受けたい人（依頼会員）と、手助けができる人（援助会員）を会員登録し、依頼会員からの依頼に応じて援助会員を紹介し、保育所への送迎、一時的な預かり等育児について助け合いを行う事業です。

前期計画では設置の目処が立たなかったため、目標量を見込みませんでしたが、今期においては、岩出市と広域で整備予定となっています。

②地域子育て支援センター事業

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施する事業です。

前期計画では 4 か所の整備を見込みましたが、平成 21 年度（見込）では 3 か所の整備に留まっています。

	平成 17 年度 実績	前期計画 目標事業量	平成21年度 (実績見込)	目標事業量に 対する達成率
箇 所 数	2か所	4か所	3か所	75.0%

③つどいの広場事業

主に乳幼児（0～3歳）をもつ子育て中の親が気軽に集う地域の親子の居場所として、育児・家事専門家庭の保護者を含むすべての子育て家庭を対象に、子育て不安の解消や情報交換の場を提供する事業です。

前期計画では 2 か所の整備を見込みましたが、未達成となっています。なお、本市では民間の子育てグループが類似事業を実施しています。

	平成 17 年度 実績	前期計画 目標事業量	平成21年度 (実績見込)	目標事業量に 対する達成率
箇 所 数	0か所	2か所	0か所	0.0%

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

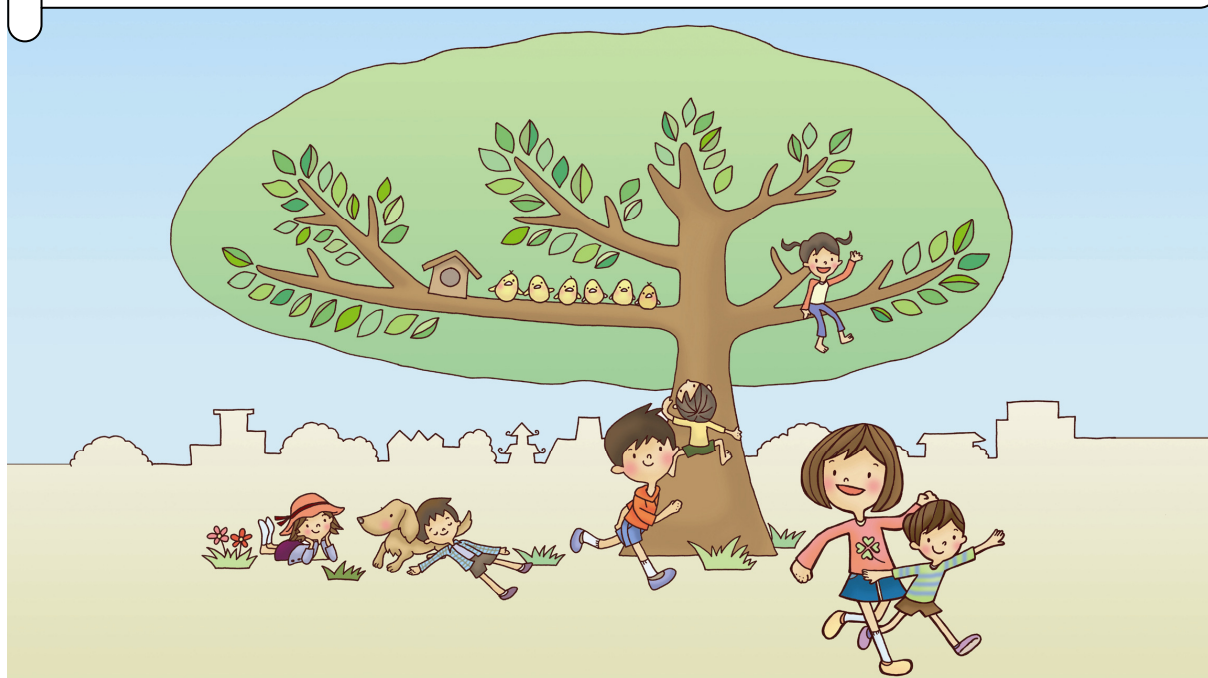
前期計画では、次代を担う社会の宝である子どもたちの権利と利益が最大限尊重され、健やかに育つことが、市民すべての願いであり、そのため、子育ての主体は家庭であることを前提としながらも、地域全体で子どもや子育てをあたたく見守り支えることが大切であるということを基本的認識とし、「みんなが元気、みんなが笑顔、地域で支える子育て支援」を基本理念に掲げて、子育て支援に関するさまざまな施策に取り組んできました。

後期計画においても、前期計画との連続性並びに整合性を維持するため、この基本理念を継承します。

本理念のもと、前期計画に引き続き取り組む施策も含め、新たに取り組むべき施策を策定し、市民や地域、関係団体、事業所、関係機関等と行政が連携しながら、子育てを通じて、家庭・地域がともに成長し、子どもの夢や未来を応援するまちづくりを推進していきます。

【計画の基本理念】

**みんなが元気
みんなが笑顔、地域で支える子育て支援**



第2節 基本的な視点

計画推進にあたっての基本的な視点についても連続性並びに整合性の維持から、前期計画を引き継ぎ、以下のような考え方のもと、各種施策を推進します。

1. 子どもの権利と利益を最大限尊重します。

子どもに関する施策については、大人の視点だけで考えるのではなく、「子どもの権利条約」や「児童憲章」にも謳われているように、子どもの利益を最大限に尊重することが重要です。

国籍や出生、性別、障害の有無などにより差別されることなく、子ども一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの個性と能力が生かされるよう、つねに子どもの視点に立ち、子育て中の保護者と地域住民の力が発揮できる施策の展開を図ります。

2. すべての子育て家庭が安心できる子育て支援策を推進します。

すべての親が家族や子育て仲間に支えられ、子どもを生み育てることに喜びや楽しさを実感できることが重要です。

支援が必要な家庭を含めてすべての家庭において、心にゆとりをもって、安心して出産・子育てができ、子育てに伴う喜びを実感できるような施策の展開を図ります。

3. 地域で子育てをあたたかく見守ります。

母親が不安や悩みを抱えながら、子育ての責任と負担を親が背負い込み、孤立した中で子育てをすることがないよう、行政・地域が連携して子どもの育ちを支えていくことが重要です。

「子育て」「親育ち」「子育て」を地域が支えるという視点のもと、地域での主体的な助け合い・支え合いが生まれるような施策の展開を図ります。

第3節 基本目標

前期計画では、基本的な視点を踏まえて5つの基本目標を設定し、それぞれの基本目標ごとに個別施策を掲げました。

本市においては、前期計画策定時は5町合併から間もなく、第4章以降で述べる個別施策については、旧5町で実施していた施策・事業をくまなく掲げた状況となっていました。

後期計画においては、個別施策についても市として見直していることから、前節の基本的な視点を踏まえて、次の6つの基本目標を定め、施策体系を若干見直します。

基本目標1. 親子の健やかな成長を支える保健・医療体制づくり

すべての子どもが健やかに成長でき、保護者が安心して子どもを育てることができるよう、母子の健康保持・増進、病気の予防や早期発見への取り組みに加え、緊急時や必要時に適切な医療を受けることができる小児医療体制の充実など、妊娠期からの継続的な支援を推進します。

基本目標2. 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境の整備

次代の担い手である子どもたちが、その成長とともに豊かな心と身体を育んでいくために、また同時に、次代の親を育成していくために、保健・教育等のさまざまな分野が連携し、各発達段階に応じた学習機会や体験学習・情報提供を行い、総合的な「生きる力」を育成するための教育環境の整備を推進します。

基本目標3. 家庭における子育て支援の充実

男女がともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるよう、子育てをしながら働きやすい労働環境の整備や就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。

さらに、すべての家庭において、母親の育児の孤立化を防ぐとともに経済的な支援を充実し、親と子が楽しくふれあうことができる家庭の形成を支援します。

基本目標4. 子育て家庭にやさしい生活環境の整備

社会経済の発展や道路交通環境の整備によって、子どもが身近な場所で自由に遊ぶことのできる場が少なくなっています。また、昨今、子どもに関する社会的事件が急増していることから、安心して外出したり、子どもが本来持っている感性や他人を思いやる心を育むことができるような環境づくりを推進します。

基本目標5. 地域における子育て支援の充実

子どもは、地域のさまざまな人々との関わりの中で育ちます。保護者・家族・地域の人々が、お互いに助け合いながら子育てをする気持ちを大切にし、子育て中の家庭を地域ぐるみで応援する意識を高めるために、世代を超えたふれあいや地域における体験学習・活動を推進します。また、地域において子育てを支援する主体的な取り組みができるよう、子育て支援のネットワーク形成に努めます。

基本目標6. 支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実

被虐待児童・障害児・ひとり親家庭など、権利侵害を受けやすい、あるいは既に権利侵害を受けている子どもとその家庭に対する無理解・無関心をなくすための地域ぐるみの活動や、不登校・ひきこもり等で学校へ行くことのできない子どもに対しての支援を推進します。

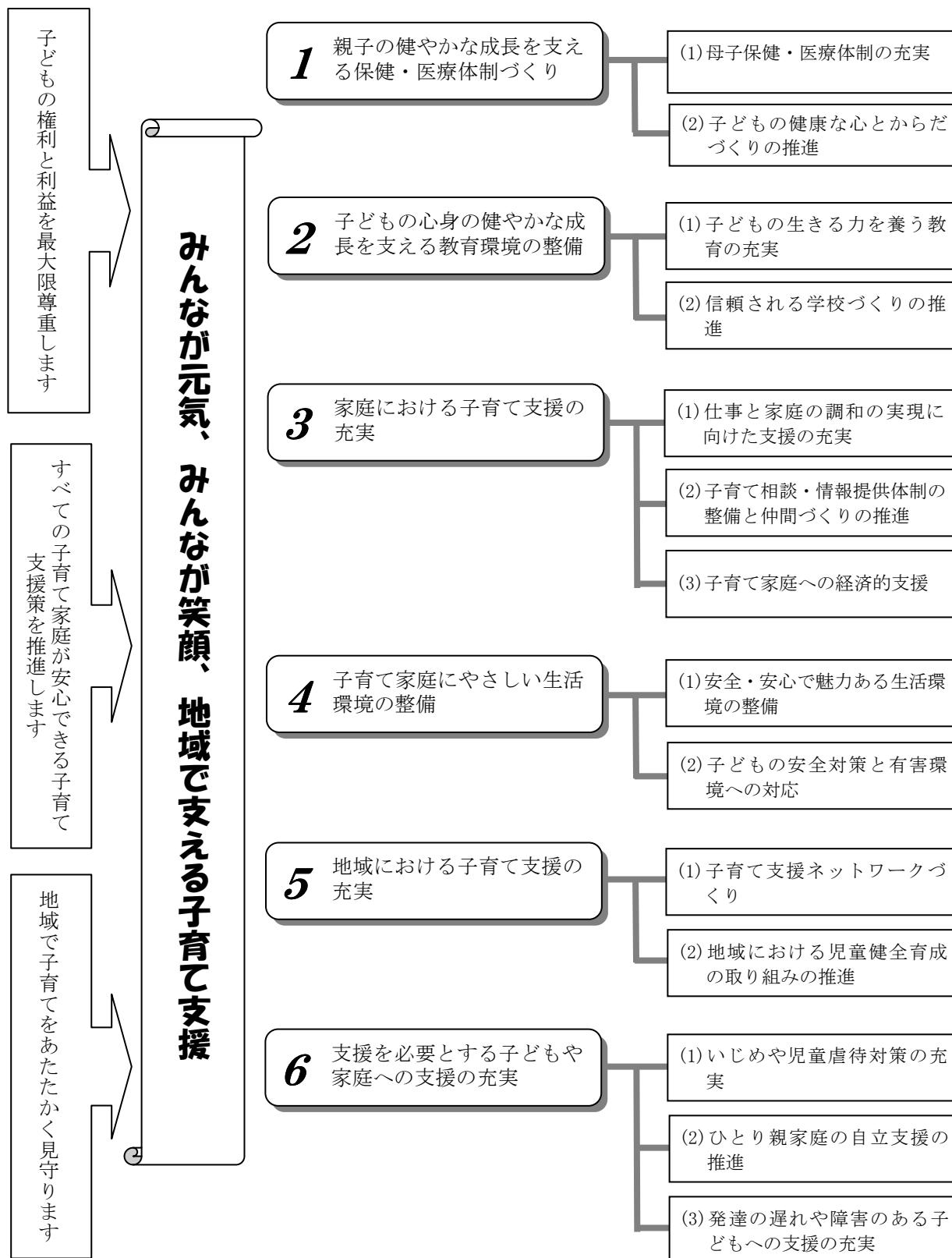
第4節 計画の体系

【基本的な視点】

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】



第4章 個別施策の展開

第1節 親子の健やかな成長を支える保健・医療体制づくり

1. 母子保健・医療体制の充実

妊娠・出産期の女性は心身の状態が不安定になりやすい傾向がありますが、核家族化の進行に伴い周囲の支えが不十分な場合もあり、妊産婦の不安は大きくなっています。心身面での出産・子育てに対する負担の解消など、次代を担う若い世代が子どもを生み育てることに安心感をもつことができる環境づくりが必要です。

安心して子どもを生み、ゆとりを持って健やかに育てることができるよう、妊娠・出産及び乳幼児期において、親子の健康保持・増進を図る母子保健事業の充実を図るとともに、出産や育児に対する不安や悩みを軽減するための相談支援や仲間づくりを進めます。

①安全・安心な妊娠と出産への支援

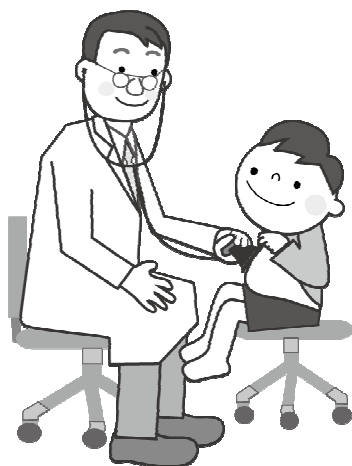
施策番号	事業名	事業内容	担当課
1	母子健康手帳の交付	妊産婦及び乳幼児の健康管理を進めるため、妊娠届けの際に母子健康手帳を交付します。	健康推進課
2	妊婦教室	母子の健康や歯の健康の保持増進のため、妊娠・出産・育児に関する知識の普及を行うとともに母親同士の交流を図ります。	健康推進課
3	妊婦一般健康診査	妊娠中毒症等の異常を早期に発見し、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診受診票20枚を交付することにより、安心して妊娠・出産が出来る体制を確保し、母子の健康増進を図ります。	健康推進課
4	新生児・乳幼児訪問	生後2か月頃に全数家庭訪問を行い、子どもの発達を確認するとともに子育て不安の解消を図り、保護者が子育てに意欲的に取り組めるようにします。また子育て環境を把握するとともに、知識の普及と母子の健康増進を図ります。	健康推進課
5	助産の実施	所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあったときに、その妊産婦に対し助産施設において助産を行います。	子育て支援課
6	不妊治療費助成事業の推進	不妊治療について、支援を行います。	健康推進課

② 母子の健康保持・増進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
7	乳幼児健康診査	発達過程の問題を早期発見し、健やかな子育てへの支援を行います。	健康推進課
8	乳幼児精密健康診査	乳幼児健診の結果、身体発育・精神発育において一層精密な健診と適切な治療・療育指導が必要な場合、専門の医療機関で精密検査を受けることができるようにします。	健康推進課
9	ブラッシング指導	乳幼児期からの歯予防の重要性について、保護者へ知識の普及を図ります。また、10 か月児健康相談及び2歳6か月健康相談時に雇い上げ歯科衛生士による、年齢に応じたブラッシング方法の実施指導を実施します。	健康推進課
10	要観察児訪問指導	乳幼児健診、健康相談等において要経過観察となった児に対して、訪問による発達確認や育児指導を実施します。	健康推進課
11	乳幼児健康相談	発達過程における問題を早期に発見し、健やかな子育てへの支援を行います。	健康推進課
12	絵本の読み聞かせ	こころ豊かな子どもたちを地域全体で育むために、関係者がまず絵本について学び、地域において絵本の読み聞かせを推進します。現在は、4 か月健診時、絵本の読み聞かせボランティアにより読み聞かせを実施してもらい、母子保健推進員から絵本のプレゼントを行っています。	健康推進課
13	発達相談	乳幼児健診、健康相談等において経過観察が必要と認められた幼児を対象に、発達相談員による発達相談を実施します。	健康推進課
14	親子教室	乳幼児健診、健康相談において経過観察が必要と認められた幼児と保護者を対象に、保育士による親子教室を実施します。	健康推進課
15	電話相談	保健師が電話により、育児に関することや子どもの発達・発育に関することなど、子育ての悩みや不安に対応します。	健康推進課
16	子育て教室	少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化の中で、母親が一人で育児を抱え込み、悩むことのないよう、保護者に対して育児についての知識の普及を図り、あそびを通して親子が交流し、仲間を作り、楽しく子育てしていけるよう支援することを目的として月1回実施します。	子育て支援課
17	保育士、幼稚園教諭との連絡会議	ケース連絡を行うことで子どもの発達を支援する体制づくりをめざすことを目的として、保育士、幼稚園教諭と保健師、発達相談員による連絡会議を随時開催します。	健康推進課

③小児医療の充実

施策番号	事業名	事業内容	担当課
18	子ども医療費の支給	小学校修了前（12 歳到達日以後の最初の 3 月 31 日まで）の児童に係る医療費の自己負担分を市が全額負担することにより、子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進します。	国保年金課
19	小児救急医療ネットワーク	子どもたちの健やかな成長を支えるため、深夜帯を含めた夜間、休日の小児一般救急診療を行います。現在、平日の午後 8 時～翌午前 6 時と休日の午前 10 時～正午、午後 1 時～5 時に診療を行っています。	健康推進課



2. 子どもの健康な心とからだづくりの推進

生涯にわたって健康な生活を送るためには、乳幼児期からの食生活とからだづくりが必要です。乳幼児期から望ましい食習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じた学習機会や情報提供を推進するとともに、学校・地域と連携した子どもの体力づくりに努めます。

また、学童期以降の思春期においては、性感染症などの問題をはじめ、薬物乱用等や喫煙・飲酒、過剰なダイエットの増加等の問題などが深刻化しています。学校保健をはじめ関係機関等と連携し、性に関する正しい知識の啓発を行うとともに、喫煙や飲酒、有害な薬物などについての基礎知識の普及を図り、思春期の心と体の健康づくりを進めます。

①食育の推進

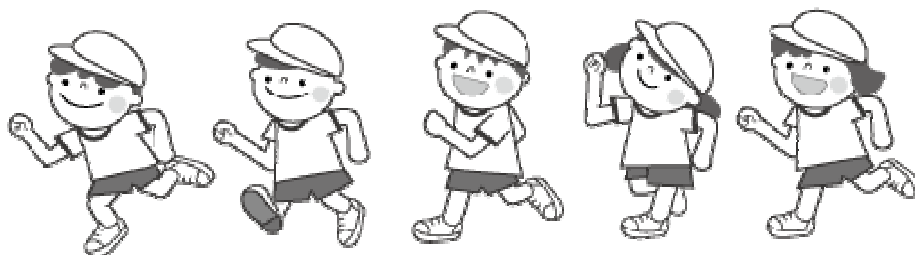
施策番号	事業名	事業内容	担当課
20	離乳食教室	乳幼児期に必要な栄養について理解を深め、正しい食生活習慣を身につけることができるよう離乳食について指導を実施します。	健康推進課
21	食育推進教室	「いただきま〜す！」と題した紙芝居を用いた講習会を実施します。	健康推進課
22	こどもの料理教室の実施	子ども料理教室を通じて栄養バランス、生活習慣の改善などの保健教育（調理前の手洗い・道具や材料の準備から調理後の後片付けを含む）を充実します。	健康推進課
23	親子食育料理教室	食事の時間はバランスのよい食べ方や食事のマナーなど、好ましい食習慣（食育）を身につけるよい機会と考え、地域の食生活改善推進員とともに、「食べ物の正しい知識習得や料理を作る楽しさ」が体験できる料理教室を開催します。	健康推進課
24	食に関する学習機会・情報提供	妊娠期～老年期まで生涯を通じた「食」に関する健康づくりの学習機会と情報提供を行います。	健康推進課
25	学校等における食育の推進	●市食育推進計画の趣旨に則り、地元の豊富な農作物と生産者の見える安心・安全な環境を活かし、児童生徒に対して「食」について考える機会や様々な知識と自ら選択する能力を身につけるための学習指導に取り組みます。 ●地元食材を使った学校給食を「生きた教材」として活用するとともに、学校農園活動等の体験学習や教科とも関連させ、食に関する知識、食べ物の大切さ、自然のすばらしさ、命の大切さを学習します。 ●保護者（家庭）や地域に対して、「食」に対する意識を深めるよう情報発信に努めます。	学校教育課

②子どもの体力づくりの充実

施策番号	事業名	事業内容	担当課
26	学校体育活動の充実	体育授業や陸上・水泳・マラソン大会などの各種体育行事や運動部の活動等により、児童生徒の体力の増強や健康の維持向上を図ります	学校教育課
27	スポーツイベントの検討	各年度のイベントの参加状況や住民の参加意向を把握し、年度ごとに実施するイベントを検討します。	生涯スポーツ課
28	スポーツ少年団の活動支援	市内のスポーツ少年団の活動内容や場所の確保など、活動の支援を図ります。	生涯スポーツ課

③思春期保健対策の推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
29	思春期のこころとからだの相談体制の充実	思春期の子ども達の心の問題に対し、安心して相談できる体制を、学校や保健所、児童相談所等関係機関と連携し整えるなど支援を行います。	子育て支援課
30	教育相談事業 (スクールカウンセラー等相談員の配置)	心の不安定からくる不登校、問題行動等を起こす児童・生徒に対して、相談や指導をするとともに、保護者に対し助言・援助することにより、その解決を図ります。	学校教育課



第2節 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境の整備

1. 子どもの生きる力を養う教育の充実

これからの変化の激しい社会を生きる子どもたちには、確かな学力や豊かな人間性、健康・体力などからなる「生きる力」を幼少期から育むことが大切です。

基礎的な学力の定着を図ることはもとより、子ども自身が主体的・自立的に考え行動する力（生きる力）を養い、人間性豊かな人格の形成が図られるよう、学校・幼稚園教育、保育内容の充実を図ります。

①確かな学力の向上

施策番号	事業名	事業内容	担当課
31	語学指導等を行う外国青年招致事業（ALT）	外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流を深めるため、要請に応じて英語指導助手の小・中学校への指導訪問等を実施し、英語教育の充実を図ります。	学校教育課
32	学校教育内容の整備	新学習指導要領の趣旨を踏まえ、個性を生かす教育、生きる力の育成に努めるとともに、指導体制の充実と基礎学力の定着を図ります。 また、おもいやりや年配者を敬う心を育成し、豊かな人間性を育むため、人権教育や福祉教育を充実するほか、幅広い視野を持った次世代の人材育成を図るため、環境教育、情報教育、外国語教育について積極的に対応していくなど、学校教育内容の充実を図ります。	学校教育課

②豊かな心を養う教育の充実

施策番号	事業名	事業内容	担当課
33	学校における人権教育の推進（前期計画 105・106 の統合）	学校における教育活動の場で、社会生活上の規範意識や基本的な倫理観を培い、人間としてのよりよい在り方や生き方をめざして道徳的実践力や判断力の向上を図ります。	学校教育課
34	人権教育の推進（前期計画 105・106 の統合）	一人ひとりが各種の学習機会を通して人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活に実現していくことができるよう学習機会の充実や、学習情報の提供を行います。	生涯学習課
35	少人数授業	習熟の程度に応じたグループ編成等による一人ひとりに応じたきめ細かな指導を実施し、基礎・基本の徹底を図るとともに、発展的な学習や補完的な学習を行います。	学校教育課

施策 番号	事業名	事業内容	担当課
36	研究指定校補助金事業 (研究指定補助事業・ きのかわ学力向上研究 事業)	①【研究指定補助事業】文部科学省・和歌山県 教育委員会・その他の教育機関等の指定を受 け、研究事業を実施する学校に対し、研究内容 の充実・進展を図り、研究発表や研究報告作成 を充実させるための補助事業を実施します。 ②【きのかわ学力向上研究事業】紀の川市教育 委員会と研究校の連携・協力のもと、各種学力 調査の結果や研究校の実態に基づき、その課題 解決、児童生徒の学力向上、教育の質の向上を 図るため研究事業を実施します。 以上、2 事業の指定校に対し、補助金を支給し ます。	学校教育課
37	教職員研修	市内小・中学校に勤務する全教職員を対象に講 演会等の研修会を行います。	学校教育課

2. 信頼される学校づくりの推進

子どもをめぐる安全の問題や問題行動などへの対処などにおいては、学校と保護者、地域との連携が重要であり、そのためには、学校は、保護者や地域の信頼と協力を得る必要があります。

学校において不登校等への対策を充実するとともに、学校評議員制度の活用等を通じて、地域に開かれた学校づくりを推進します。

①不登校等への対応

施策番号	事業名	事業内容	担当課
38	適応指導教室	不登校の児童生徒に対して、学校復帰や社会的自立を支援します。	学校教育課
39	いじめ・不登校防止対策の実施	いじめや不登校をなくすため、学校における広報・啓発活動の充実に努めます。	学校教育課
40	スクールソーシャルワーカー活用事業	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの児童生徒の問題行動等について、社会福祉等の専門的な知識や技術をもったスクールソーシャルワーカーが、児童生徒の置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用して、問題を抱える児童生徒に対して支援を行います。(平成 22 年度以降 実施未定)	学校教育課
再掲 30	教育相談事業 (スクールカウンセラー等相談員の配置)	心の不安定からくる不登校、問題行動等を起こす児童・生徒に対して、相談や指導をするとともに、保護者に対し助言・援助することにより、その解決を図ります。	学校教育課

②開かれた学校づくりの推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
41	学校評議員	開かれた学校づくりを一層推進していくため、学校や地域の実情に応じて学校評議員を委嘱し、一人ひとりが校長の求めに応じてそれぞれの責任において意見を述べます。	学校教育課
42	学校開放の推進	地域住民と学校との関わりを密にしていくため、積極的に学校開放を推進します。そのため、年間を通じて学校開放するとともに、11 月第 2 週を学校開放を集中的に実施するため「きのかわ学校開放週間」と設定します。 また、学校施設の地域への開放について、社会情勢や地域住民からの要望をもとに検討を行います。	学校教育課

第3節 家庭における子育て支援の充実

1. 仕事と家庭の調和の実現に向けた支援の充実

国では、少子化の一因として「就労」と「出産・子育て」の二者択一構造があることを指摘し、この解消のため「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、関連施策を推進することとしています。

男性が家事や子育てなどに参加しやすくするとともに、仕事を中心とした生活スタイルを見直し、日常生活と職業生活のバランスが保たれたものにすることが重要です。

男女ともに仕事時間と生活時間の調和がとれる働き方ができるよう、国・和歌山県や企業等と連携しながら、育児休業などの各種法制度の普及や、子育てしやすい就業形態の導入などに向けての啓発を推進します。

一方、多様化する保護者の保育ニーズに対しては、柔軟に対応できるよう保育サービスの充実に努め、仕事と家庭生活のバランスがとれた生活ができる環境づくりを進めます。

①男女共同による子育ての推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
43	男女共同参画の推進	「紀の川市男女共同参画推進プラン ～きのかわハートフルプラン～」に基づき、あらゆる方のご理解、ご協力の上で取り組みを進め、性別に関わりなく、一人ひとりが家庭、地域、職場、学校などでいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。	政策調整課
44	男性向け家庭生活講座の開催	男性の家事参加を促進するため、男性料理教室等の家庭生活講座の開催を推進します。	生涯学習課



②仕事と子育ての両立ができる就労環境の整備

施策番号	事業名	事業内容	担当課
45	育児休業制度の普及啓発	事業主に対して、労働基準法の遵守や労働時間の短縮、育児休業制度などについて、広報紙に掲載したり周知用チラシを配布するなど、制度の普及・啓発に努めます。	企業立地推進課 商工観光課 子育て支援課
46	次世代育成支援対策推進法等の関係法制度や一般事業主行動計画に関する労働者・事業主・地域住民への広報啓発	安心して仕事と子育てが両立できる環境を整えるため、事業主や労働者、地域住民に対し、次世代育成支援行動計画等を深く理解してもらえるよう、広報啓発活動を推進します。	企業立地推進課 商工観光課 子育て支援課 政策調整課

③多様なニーズに対応できる保育サービスの充実

施策番号	事業名	事業内容	担当課
47	通常保育事業	児童福祉法第 24 条の規定に基づき、保護者の労働又は疾病その他条例に定める事由により 0 歳から就学前の児童が保育に欠ける場合において、保護者からの申込みにより保育所で保育をおこないます。	子育て支援課
48	乳児保育事業	保育所において乳児の受入設備を整え、保育に欠ける 0 歳の児童の受け入れをおこないます。	子育て支援課
49	延長保育事業	保護者の多様な就労形態に対応するため、保育所の開所時間から延長して保育を実施します。11 時間の開所時間の前後において、さらに概ね 30 分以上の延長保育をおこないます。	子育て支援課
50	ショートステイ事業	児童を扶養している家庭の保護者が疾病や仕事等の社会的な事由等によって、家庭における児童の養育が困難となった場合、児童養護施設等で短期間児童を預かります。	子育て支援課
51	トワイライトステイ事業	保護者の就労等により、夜間や休日に家庭での養育が困難な場合に、児童養護施設において一時的に児童を預かります。	子育て支援課
52	病児・病後児保育事業	児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保し保育所での緊急的な対応を行います。	子育て支援課
53	一時預かり事業	勤務形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、緊急時の保育等により緊急・一時的に保育が必要となる児童に対して保育を実施します。	子育て支援課

施策番号	事業名	事業内容	担当課
54	障害児保育事業	保育に欠ける障害児について、健常な児童とともに保育することが、その福祉を図るために望ましい一つの方法であるため、保育所での集団保育が可能である限り、保護者の希望に応じて可能な限り保育所で受け入れを行います。	子育て支援課
55	へき地保育所事業	山間へき地における保育を要する児童に対し、必要な保育をおこない、児童福祉の増進を図ります。	子育て支援課
56	保育所の広域利用	保育に欠ける児童が他市町村の保育所に入所することが必要な場合に備え、関係市町村との間で十分に連絡調整を図り、広域入所の体制整備に努めます。	子育て支援課
57	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受けたい人で行いたい人のネットワークを創るとともに、地域で助け合う組織を広域で設立し、その利用者を募ります。	子育て支援課
58	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
59	私立保育園運営補助事業	私立保育園における運営の円滑化及び保育内容の向上を図るため、運営費補助を行います。	子育て支援課
60	私立保育園の適正な定員管理	私立保育園における適正な定員管理を行います。	子育て支援課
61	保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定	子どもの保護者や地域社会から期待される役割が深化・拡大している状況にあって、保育所の専門性を適切に発揮するため、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を策定することで、より充実した保育を実施します。	子育て支援課
62	保育所施設整備	老朽化した公立保育所の整備・改修等を行い、児童の安全性の確保、処遇の向上を図ります。	子育て支援課

2. 子育て相談・情報提供体制の整備と仲間づくりの推進

母親の育児の孤立化を防ぐため、仲間づくりの支援をはじめ、困った時に気軽に相談できる体制を整備するとともに、親と子が楽しくふれあうことの大切さを啓発し、親子の愛着形成を促します。

施策 番号	事業名	事業内容	担当課
63	子育て支援拠点事業	地域全体で子育てを支援する基盤形成を図り、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。また、子育て支援関係機関の情報交換を行い、ネットワーク作りも行います。	子育て支援課
再掲 11	乳幼児健康相談	発達過程における問題を早期に発見し、健やかな子育てへの支援を行います。	健康推進課
再掲 13	発達相談	乳幼児健診、健康相談等において経過観察が必要と認められた幼児を対象に、発達相談員による発達相談を実施します。	健康推進課
再掲 15	電話相談	保健師が電話により、育児に関することや子どもの発達・発育に関することなど、子育ての悩みや不安に対応します。	健康推進課

3. 子育て家庭への経済的支援

景気の低迷が続く中、子育てにかかる経済的負担感が高まっています。少子化の一因となっている育児や教育にかかる経済的負担を軽減するため、子育て家庭への経済的な支援に努めます。

また、平成 22 年度から導入される「子ども手当」などの新たな施策については、国の動向に注視しながら情報提供に努めます。

施策番号	事業名	事業内容	担当課
64	子ども手当	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、平成 22 年度において、中学校修了前（15 歳到達日以後の最初の 3 月 31 日まで）の子どもの養育者に対し、手当を支給します。（平成 23 年度以降の制度は未定）	子育て支援課
65	保育料の軽減	保育料については、国が定める基準額のおおむね 80% として、子育て家庭の経済負担の軽減を図ります。 なお、二人以上が保育所に同時入所した場合は、年齢の小さい児童の保育料が、また、生活保護世帯、ひとり親世帯及び障害児（者）のいる世帯にあつては要件を満たすと保育料を減額するなど、子育て家庭の経済負担の軽減を図ります。	子育て支援課
再掲 18	子ども医療費の支給	小学校修了前（12 歳到達日以後の最初の 3 月 31 日まで）の子どものに係る医療費の自己負担分を市が全額負担することにより、子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進します。	国保年金課
66	幼稚園就園奨励費補助事業	家庭の所得状況に応じて、保護者の負担軽減を図るため、私立幼稚園の設置者が保育料等を減免する場合に、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づいた交付金を設置者に交付し、保護者に還元します。	学校教育課
67	私立幼稚園第 3 子以降保育料無料化事業	第 3 子以降の園児に係る私立幼稚園の保育料を無料化することにより、保護者の経済的負担を軽減します。（平成 22 年度から実施予定）	学校教育課
68	第 3 子以降保育料無料化事業	第 3 子以降の児童に係る保育所の保育料を無料化することにより、第 3 子以上を生み育てようとする世帯の経済的な負担を軽減し、その世帯における就業及び子育ての両立を支援します。	子育て支援課

第4節 子育て家庭にやさしい生活環境の整備

1. 安全・安心で魅力ある生活環境の整備

子どもは、遊びや運動などを通じて体力や機敏性を高めるとともに、子ども同士で社会性や協調性などを学び、自立心や仲間意識を養っていきます。しかし最近では、子どもの屋外での遊びが減少し、テレビやゲームなどの室内の遊びが増加しているのに加え、公園遊具の老朽化など公園の安全面、衛生面、治安面の不安、身近で自由に遊ぶことのできる場の減少などから、戸外で自由に遊ぶ子どもを見ることが少なくなっています。公園をはじめとして、子どもたちがのびのびと遊べる環境整備を進めます。

また、本市においては、歩道が整備されていない道路も多く、子ども連れや子どもだけの通行に危険な箇所もあります。さらに、エレベーター等の設備が不十分なため、ベビーカーでの利用が困難な施設もあります。安心して、乳幼児連れでの外出や子どもだけの通行ができるよう、道路や公共施設を中心としたバリアフリー化を進めます。

①魅力ある遊び場づくりの推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
69	公園・緑地・広場施設の整備	公園・緑地・広場の遊具やベンチ、手すりなどの整備や清掃など環境美化を図ります。	都市計画課 生涯スポーツ課 農業振興課 子育て支援課 ^{ほか}
70	保育所の地域への開放	保育所の園庭等を開放することで地域における子育て家庭の交流を促し、育児に関する情報交換等を行える場所を提供します。	子育て支援課
再掲 42	学校開放の推進	地域住民と学校との関わりを密にしていくため、積極的に学校開放を推進します。具体的には、年間を通じて学校を開放するとともに、11月第2週は、学校開放を集中的に実施するため「きのかわ学校開放週間」と設定します。 なお、学校施設の地域への開放について、社会情勢や地域住民からの要望をもとに検討を行います。	学校教育課

②居住環境の整備

施策 番号	事業名	事業内容	担当課
71	良好な住宅開発の推進	若者の定住や市外からの転入の促進などを図るため、都市計画に基づく都市基盤施設の整備を推進するとともに、開発許可制度等により、無秩序な開発行為を防止し、良質な宅地水準の確保に努めます。	都市計画課
72	公共賃貸住宅の整備	周辺への環境に配慮し、単独浄化槽から合併浄化槽への改修を進めます。 公募対象住宅については、居住に支障の無い範囲で修繕工事を実施し、低所得者で住宅に困窮している方々に市営住宅を提供します。	住宅管理課
73	公共施設・道路におけるバリアフリー化の推進	公共施設における段差の解消など、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進し、子どもや高齢者、障害者をはじめとした施設の利用者、歩行者にとって安全で快適な空間づくりを進めます。	都市計画課 道路河川課 管財課

2. 子どもの安全対策と有害環境への対応

子どもが健やかに育っていくためには、子どもや子育て家庭が地域社会で安心して活動できるような、ゆとりある生活環境が大切です。

しかし、本市においては地域住民が生活を営む上で乗用車は欠かせない交通手段となっており、道路に歩道や信号がない地域も多く、子育て家庭にとって決して安全といえる状況ではありません。

また、近年、子どもを巻き込んだ犯罪や事故などが増加しています。現在、子どもたちは携帯電話やインターネットを通じて、出会い系や学校裏サイトなど有害サイトと呼ばれる情報に簡単にアクセスでき、いじめや性犯罪に巻き込まれる可能性も高まっています。

地域の子どもの安全確保について、保護者・地域住民・団体・関係機関と連携した取り組みを推進するとともに、子ども自身が事故や犯罪等の危険を察知し、回避する能力を高める学習の充実を図ります。

①子どもの交通安全を確保するための施策の推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
74	交通安全施設の整備	交通事故の発生の可能性がある場所を選定し、ガードレールや信号機、道路標識など、交通安全施設の整備を図ります。	道路河川課 総務課
75	カーブミラーの整備	交通事故防止のため、市道との交差点箇所の整備を図ります。	道路河川課
76	交通安全講習会の実施	交通ルールの内容を周知するために、子どもに対する交通安全教室を実施します。	総務課
77	交通安全教育に当たる職員・指導員の資質の向上	交通指導員などが街頭指導や道路交通法、救急救命の講習会に参加します。	総務課
78	登下校時の安全確保	安全施設の設置について、道路整備も併せ総合的な見地から行政全般の施策として取り組みます。	道路河川課

②子どもを犯罪等から守るための活動の推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
79	道路灯の設置	今後も引き続き主要道路の交差点に道路灯の設置を進め、交通安全対策を行います。	道路河川課

施策番号	事業名	事業内容	担当課
80	公園の防犯・安全対策	公園で安心して遊べるよう、防犯灯の設置や見通しの確保など、防犯機能の整備を推進します。 また、公園施設の老朽化等により事故が発生しないよう、定期的に施設の点検を行います。	総務課 都市計画課 生涯スポーツ課 農業振興課 子育て支援課 ほか
81	防犯体制、防犯意識啓発情報の提供	広報紙を通じた啓発や学校・地域での対話など、住民一人ひとりの社会道徳や防犯意識の高揚に努めます。	総務課
82	地域住民による防犯パトロール	地域住民による防犯パトロールを行います。	総務課
83	「きしゅう君の家」の広報、充実	犯罪を未然に防ぐため、地域住民の協力のもと、「きしゅう君の家」の周知・充実を図ります。	生涯学習課
84	生活安全・暴力追放推進協議会活動支援	関係機関との啓発資料の作成などを今後も進めていきます。 また、生活安全・暴力追放推進協議会を通じた情報交換を引き続き行うとともに、警察からの犯罪等に関する情報提供に基づく防災無線・配信メール・広報誌の活用を実施します。	総務課
85	防犯装置の普及	新入学児童に対し防犯ブザーの配布を実施します。	学校教育課
86	下校時の見守り支援周知	児童の下校時間に合わせて一般市民に向けて見守り支援のお願いを防災無線で放送します。	学校教育課

③有害環境対策の推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
87	インターネットパトロールの推進	いじめの温床となる問題サイトなどを監視し、ネット利用における青少年の健全育成と指導を行います。	生涯学習課
88	関係機関との連携によるパトロール強化	今後も継続して街頭補導や夜間パトロールを実施します。	生涯学習課
89	青少年補導委員会の設置	青少年非行の早期発見、早期補導、その他青少年の不良化防止活動を有効かつ適切に行い、非行のない明るい社会の実現を目指します。	生涯学習課
90	青少年への有害図書不買の啓発	有害図書回収ボックスを設置し、また 18 歳未満児に対し、有害図書を買わないよう啓発活動を行います。	生涯学習課

第5節 地域における子育て支援の充実

1. 子育て支援ネットワークづくり

子どもは、地域のさまざまな人々との関わりの中で育ちます。しかし、核家族化、共働き世帯の増加等によって、隣近所との付き合いが減少し、互いに助け合う関係が薄れてきており、子育てに不安や負担を感じながらも、社会から孤立する状況も少なくありません。また、子どもの減少によって、遊びを通じての仲間関係の形成や子どもの社会性の発達に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

地域子育て支援拠点事業を核として、本市における子育て支援に係る活動のネットワーク形成を図り、住民一人ひとりの連帯感や子育て意識の向上に努めるとともに、自主的な子育て活動の育成に努め、地域ぐるみで子育てを応援する環境づくりを推進します。

①子育て支援ネットワークの形成

施策番号	事業名	事業内容	担当課
再掲 16	子育て教室	少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化の中で、母親が一人で育児を抱え込み、悩むことのないよう、保護者に対して育児についての知識の普及を図り、あそびを通して親子が交流し、仲間を作り、楽しく子育てしていけるよう支援することを目的として月1回実施します。	子育て支援課
再掲 63	子育て支援拠点事業	地域全体で子育てを支援する基盤形成を図り、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。また、子育て支援関係機関の情報交換を行い、ネットワーク作りも行います。	子育て支援課
再掲 70	保育所の地域への開放	保育所の園庭等を開放することで地域における子育て家庭の交流を促し、育児に関する情報交換等を行える場所を提供します。	子育て支援課

②子育て支援活動を行う人材・団体の育成支援

施策番号	事業名	事業内容	担当課
91	母子保健推進委員会の運営	赤ちゃん訪問を実施し、子育てに関して地域の身近な相談役、保健師とのパイプ役として今後もその運営を図ります。	健康推進課
92	健全育成組織などの活動支援	地区ごとに「親子クラブ」等を設置し、子どもの健全育成に努めて、各団体に対して活動支援を行います。	生涯学習課
93	ボランティア活動の育成・支援体制の構築	保育所（園）・幼稚園や公民館、図書館などで活動する地域の子育てボランティアや子育て学習講座等のイベント時の託児ボランティアなどの育成・確保を図ります。	子育て支援課
94	スクールサポーター事業	児童生徒の問題行動の防止、安全管理の確保を図るため、地域住民ボランティア、地元民間企業等の協力のもと支援活動を行います。	学校教育課
95	巡回補導活動の充実	青少年の非行の早期発見・指導のため、保護者、学校関係者、地域の健全育成組織の連携強化と協力の下、子どもの長期休暇中における巡回補導活動の充実を図ります。	生涯学習課
96	地域の人材活用事業	学校教育及び学校行事において、豊富な経験をもつ地域の方々の協力を得て様々な体験活動を行います。	学校教育課
97	体育指導委員	スポーツ振興法に基づき、市大会等の企画、立案を主に、ニュースポーツ等の普及及び住民への指導、助言を行います。	生涯スポーツ課
98	地域活動連絡協議会	児童・生徒の健全育成と地域、親同士との交流を目指した活動を推進します。	生涯学習課

③ネットワークづくりのための情報提供

施策番号	事業名	事業内容	担当課
99	子ども情報誌の作成	地域における子どもの体験活動機会や家庭教育の支援に関する情報を収集し、子ども情報誌を作成し提供します。	生涯学習課

2. 地域における児童健全育成の取り組みの推進

さまざまな年代の人とのふれあいが子どもの健全な成長には欠かせません。心豊かでたくましい子どもを地域で育てることができるよう、地域資源を活用した体験活動や地域住民との交流活動を進め、地域全体で子どもの健全な育成を支援する環境づくりを推進します。

①地域における居場所づくり

施策番号	事業名	事業内容	担当課
100	放課後子ども教室（ふれあいルーム）	放課後や週末等に、公民館や学校の余裕教室等、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を行い、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	生涯学習課

②地域資源を活用した取り組みの推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
101	図書館の機能充実	小・中学生向け図書展示コーナーを設け、管理運営を行います。また、住民の要望を受けて、定期的に児童書の購入を行います。	生涯学習課
102	体育館等施設の利用提供	生涯スポーツ振興のため、社会体育施設（体育館、武道館、市民グラウンド等）の開放を行います。	生涯スポーツ課
103	地区公民館活動事業	子どもたちの多様な体験、学習へとつながるよう、地区公民館活動を実施します。	生涯学習課
104	通学合宿	子どもたちが異年齢での共同生活や地域での体験活動しながら通学することにより、家庭の大切さを認識させるとともに、子ども同士のふれあいや大人とのコミュニケーションの中から人間関係を深め、生きることの実感や、喜びを感じるにより「生きる力」を育むよう通学合宿を実施します。	生涯学習課
105	青少年健全育成推進協議会事業	関係機関及び諸団体と連携し、青少年が心身ともに健やかに成長するよう体験活動や交流活動を実施します。	生涯学習課

施策 番号	事業名	事業内容	担当課
106	キャリアスタートウィーク（職場体験）	中学生に望ましい勤労観、職業観を身に付けさせるため、市内全ての中学校2年生を対象に職場体験などの職業や、進路に関わる体験活動を実施します。	学校教育課
107	文化・芸能活動の検討	毎年度のイベントの参加状況や住民の参加意向を把握し、年度ごとに実施するイベントを検討します。	生涯学習課
108	歴史民俗資料館の機能充実	常設展に向けて資料収集に努めると共に、歴史体験教室の開催や歴史資料等の企画展示を実施します。	生涯学習課

第6節 支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実

1. いじめや児童虐待対策の充実

子どもは社会の一員として、一人ひとりが大切にされて生きる権利を持っていますが、保護者による虐待や子ども同士のいじめなどが多発し、深刻な社会問題となっています。

本市においては、現状では虐待やいじめに関する通報はまだ少数ですが、問題が潜在化している可能性もあります。

子どもに対する虐待は、さまざまな家庭内の問題、保護者や子どもの健康問題など、多くの課題が複合的、連鎖的に作用して発生するため、関係機関が連携して対応していくことが重要です。

虐待の予防・早期発見・対応を図るための相談事業を充実するとともに、関係機関が連携して効果的な支援を行える体制づくりを推進します。

施策 番号	事業名	事業内容	担当課
109	児童虐待相談窓口の設置	子育て支援課内に、児童虐待に関する情報や子育ての悩みを受け付ける相談窓口と家庭児童相談員を設置します。	子育て支援課
110	要保護児童支援ネットワーク会議	要保護児童発生時直ちに対応できる体制と現状を正しく判断できるよう常々からの体制を整え、指導啓発活動の強化や地域ぐるみで子どもを守る取り組みを実施します。	子育て支援課

2. ひとり親家庭の自立支援の推進

近年の離婚件数の増加に伴い、本市においても「ひとり親家庭」の増加がみられ、特に乳幼児を抱えるひとり親家庭では、身体的・精神的・経済的負担が大きく、養育に関するストレスを多く抱えています。

ひとり親家庭とその子どもたちが、豊かで充実した生活が営めるよう、生活の安定を図るための支援を行います。

施策 番号	事業名	事業内容	担当課
111	ひとり親家庭医療費助成	18 歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の父又は母及び児童、父母のいない児童に対して、その児童が 18 歳に達した後の最初の 3 月 31 日までに受診した医療費を助成します。	国保年金課
112	児童扶養手当	18 歳（の年度末）までの児童を養育している配偶者のいない世帯に手当の支給を行います（国制度）。	子育て支援課
113	母子寡婦福祉資金貸付	母子家庭や寡婦に対し必要な各種資金の貸付を行います。	子育て支援課
114	母子寡婦福祉団体への補助	母子寡婦福祉の推進に重要な役割を果たしている福祉団体へ補助金を交付します。	子育て支援課
115	母子生活支援施設における保護の実施	配偶者のない女子等で、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護します。	子育て支援課

3. 発達の遅れや障害のある子どもへの支援の充実

近年、学習障害・注意欠陥多動性障害・高機能自閉症等の発達障害は年々増加傾向にあり、個々の状況や発達段階に応じた専門性の高い指導を行うことが重要となっています。

各種健康診査や発達相談等で障害や疾病を早期に発見し、できるだけ早期に適切な治療、療育を行える体制の充実を図るとともに、子どもの成長段階(ライフステージ)に応じた的確な支援を行い、障害児やその家族が地域で安心して生活できる環境づくりに努めます。

施策番号	事業名	事業内容	担当課
再掲 13	発達相談	乳幼児健診、健康相談等において経過観察が必要と認められた幼児を対象に、発達相談員による発達相談を実施します。	健康推進課
再掲 54	障害児保育事業	保育に欠ける障害児について、健常な児童とともに保育することが、その福祉を図るために望ましい一つの方法であるため、保育所での集団保育が可能である限り、保護者の希望に応じて可能な限り保育所で受け入れを行います。	子育て支援課
116	特別支援教育の充実	学校では、引き続き、個人の年間指導計画を策定し、個人にあった学習指導等を行います。また、介助員の配置や発達相談により特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課
117	障害福祉サービスの提供	障害を持つ児童等が日常生活における基本的動作を取得し、集団生活に適応できるよう、児童の身体及び精神の状況や環境に応じて適切な訓練を行う児童デイサービス等の障害福祉サービスを提供します。	障害福祉課
118	地域生活支援事業の実施	障害を持つ児童等の日中における活動の場を確保し、障害を持つ児童の家族の就労支援及び障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする日中一時支援事業等の地域生活支援事業を実施します。	障害福祉課
119	障害児福祉手当	日常生活上、常時特別の介護を要する在宅の重度障害児に対し、手当を支給します。	障害福祉課
120	特別児童扶養手当	精神または身体が障害の状態にある 20 歳未満の児童を家庭において、監護している保護者に対し支給される手当の申請受付を行います。	子育て支援課
121	心身障害児在宅扶養手当	心身障害児を在宅において監護している者に対し、手当を支給します。	障害福祉課
122	就学指導	教育相談の実施等により障害のある児童・生徒の就学指導を行います。	学校教育課

第7節 主要事業の目標事業量

主要事業について、国の行動計画策定では「潜在的なニーズを把握しつつ、現在の利用実態などから目標事業量を設定する」という考え方が示されています。本市においては、ニーズ調査結果や利用状況、サービス提供基盤等を踏まえ、目標事業量を下記の通り設定し、今後の本市の財政状況や国の動向を踏まえつつ、数値目標の達成に努めていきます。

事業名	事業概要	平成 21 年度 実績（見込み）	平成 26 年度 目標事業量
通常保育事業	保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどのため、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者に代わって保育を行います。	17 か所 定員：2,319 人 実利用人数：1,640 人	17 か所 定員：2,319 人 実利用人数：1,660 人
延長保育事業	通常の開所時間（11 時間）の前後に、さらに概ね 30 分以上の保育を行います。	17 か所 実利用人数：130 人	17 か所 実利用人数：160 人
夜間保育事業	保護者の就業形態・就業時間の多様化に対応するため、午後 10 時まで保育を行います（保育時間：午前 11 時～午後 10 時）。	0 か所	0 か所
トワイライトステイ事業	保護者が仕事等の事由によって帰宅が恒常的に夜間になるため、児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、食事の提供等を行います。	0 か所	0 か所
休日保育事業	日曜日・祝日等の保護者の勤務等により保育に欠けている場合、児童の保育を行います。	0 か所	0 か所
病児・病後児保育事業 （体調不良型）	保育所で児童が体調不良となった場合に、保育所において看護師等が見守りを行います。	0 か所	1 か所 利用延日数：280 日
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等のため、昼間家庭にいない概ね 10 歳未満の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	11 か所 実利用人数：351 人	11 か所 実利用人数：365 人

第4章 個別施策の展開

事業名	事業概要	平成 21 年度 実績（見込み）	平成 26 年度 目標事業量
ショートステイ事業	保護者の病気や仕事等の社会的事由により、一時的に児童の養育ができないときに児童養護施設等において一定期間（7 日程度）預かり、保護者に代わって一時的に児童の養育を行います。	6 か所	6 か所
一時預かり事業	保護者の冠婚葬祭・病気、急な仕事が入ったときの緊急的保育サービスとして、一時的に児童を保育所で保育します。	6 か所 利用延日数：280 日	9 か所 利用延日数：450 日
特定保育事業	保護者のパート就労等により家庭での保育が困難な3歳未満児に対して、週2～3日程度、または午前か午後のみ等の柔軟な保育を行います。	0 か所	0 か所
ファミリーサポートセンター事業	子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、保育所までの送迎、保育所終了後や買い物等の外出時の一時預かり等を行います。	0 か所	1 か所
子育て支援拠点事業	子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行います。	3 か所 (センター型)	3 か所 (センター型)

第5章 計画の推進体制

本計画は、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育ち、いきいきとした活力あるまちづくりを進めるにあたって、子育て家庭や行政だけでなく、地域社会全体の課題として取り組んでいくものです。

第1節 計画の進捗状況の管理及び評価

本計画は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等さまざまな分野にわたっていることから、保健福祉部が中心となり、関係部局、関係機関・団体などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、庁内の推進体制として、子育て支援課において計画の進捗状況の管理及定期的な評価を行うとともに、その結果を広く市民に公表し、透明性を図ります。

第2節 関係機関の連携

本計画の推進にあたっては、家庭・学校・地域・事業者・行政がそれぞれの役割を担いながら協力しあい、施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

さらに、子育て支援施策については、子ども手当をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

第3節 地域の人材の確保と連携

市民の多様化する子育て支援ニーズに対応するため、保育士、教員など子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど地域で子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

第4節 社会経済情勢等に対応した計画の推進

本計画の推進にあたっては、子どもや子育て家庭を取り巻く環境、経済・社会情勢、国の政策動向等、様々な状況の変化に柔軟に対応しながら着実な推進に努めます。

また、本計画における事業の目標は、市民ニーズの変化や国における新たな施策等にも適切に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行います。

附. 資 料

1. 紀の川市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項の規定に基づき、地域において次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備するため紀の川市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 紀の川市次世代育成支援行動計画（以下「計画」という。）について審議すること。
- (2) 計画の実施状況について意見を述べること。
- (3) その他計画の推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長一人を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長は、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、子育て支援課に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は会長が協議会に諮り定める。

附 則

この告示は、平成18年 4月 1日から施行する。

2. 紀の川市次世代育成支援対策地域協議会員名簿

選出区分	所属機関	所属役職	氏 名	備 考
学識経験者	紀の川市議会	議員	村垣 正造	H20. 9. 1～H21. 12. 14
			亀岡 雅文	H21. 12. 15～
市学校長会長	池田小学校	校長	中西 義春	H20. 9. 1～H21. 3. 31
	安楽川小学校	校長	岩田 盛茂	H21. 4. 1～
社会教育指導員代表		桃山担当	津田 好子	
民生委員児童委員協議会		会長	小坂 順治	H20. 9. 1～H21. 10. 1
			西川 均	H21. 11. 18～
主任児童委員連絡協議会		代表幹事	高岡 丈	
母子保健推進員		会長	吉田 博子	
障害児者父母の会		会長	鷺山 佳三	
地域活動連絡協議会		会長	玉西 秀義	
社会福祉協議会	紀の川市社会福祉協議会	事務局長	富松 基和	H20. 9. 1～H21. 3. 31
			中林 資雄	H21. 4. 1～
幼稚園代表	愛の光幼稚園	園長	田中 牧人	
県保育所連合会紀の川支部		支部長	深日加代子	H20. 9. 1～H21. 3. 31
			西川 英子	H21. 4. 1～
教育相談員代表		貴志川担当	栗須 恵子	
教育指導主事代表		代表	鈴木 英雄	
青少年健全育成推進協議会		会長	高田 英亮	
一般公募		市民代表	青木 道代	
一般公募		市民代表	久津輪由美子	



紀の川市次世代育成支援行動計画 (後期計画)

発行年月：平成21年3月31日

発行：紀の川市 子育て支援課

和歌山県 紀の川市 名手市場146番地4

TEL：0736-75-3111（代）

FAX：0736-75-3117